

容量市場
業務マニュアル
実需給前に実施すべき業務
(全般) 編

(対象実需給年度：2027 年度)

2024 年 9 月 18 日 第 1 版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2024 年 9 月 18 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成.....	6
1.2	実需給前に実施すべき業務および市場退出事由.....	6
第2章	実需給前に実施すべき業務.....	11
2.1	余力活用に関する契約の締結（容量提供事業者）	11
2.2	余力活用に関する契約の締結（差替先電源等提供者）	26
2.3	電源等情報の追加登録（容量提供事業者）	32
2.4	電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）	49
2.5	FIT 制度、FIP 制度適用の電源でない場合の異議申立.....	53
2.6	事業者の退出表明に基づく市場退出.....	61
2.7	供給指示に関する給電申合書等の締結.....	68
第3章	実需給前のペナルティ対応.....	73
3.1	経済的ペナルティの算定・通知.....	73
3.2	経済的ペナルティの返金に係る算定・通知.....	79
3.3	請求内容の受領.....	84
3.4	支払通知書の受領.....	87
3.5	経済的ペナルティの支払.....	91
3.6	経済的ペナルティの督促に対する対応.....	92
3.7	経済的ペナルティの返金額の入金.....	95
Appendix.1	図表一覧.....	98
Appendix.2	様式一覧.....	102
Appendix.3	業務手順全体図.....	109

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、実需給前に実施すべき業務および当該業務に起因する市場退出¹事由によりペナルティが科された場合の対応に係る業務について、必要な手続きや容量市場システム²の操作方法³が記載されています。

なお、実需給年度前のペナルティについては、「容量市場メインオークション募集要綱」を併せて参照してください。

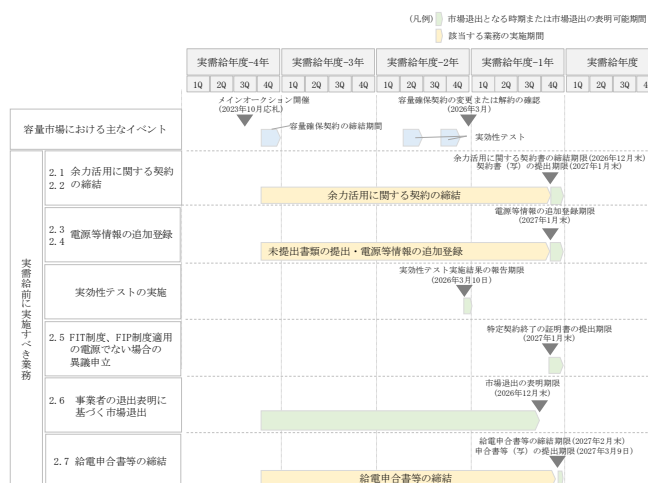


図 1-1 実需給前の市場退出に関連するスケジュール

実需給前に実施すべき業務および市場退出事由となりうる業務に係る具体的な手続きに関しては第2章、市場退出に伴ってペナルティが科される場合のペナルティの通知・請求・入金・返金に係る具体的な手続きに関しては第3章に記載していますが、本章で説明する以下の1.1～1.2もご確認ください。

¹ 容量確保契約約款の第12条のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部を解約または一部の容量を減少させることを市場退出と呼びます。

² 容量市場システムは、容量市場における容量オークション（メインオークション、追加オークション（調達またはリリースオークション））への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用に当たっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

³ 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 実需給前に実施すべき業務および市場退出事由

1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-2 参照）。

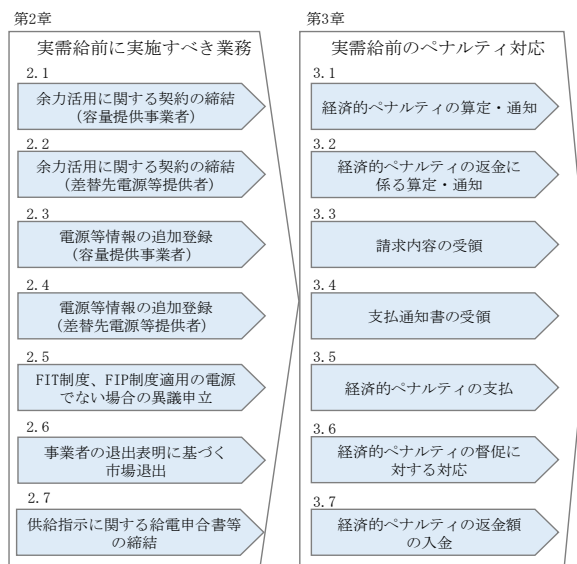


図 1-2 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

1.2 実需給前に実施すべき業務および市場退出事由

実需給前に実施すべき業務の対象となる電源等は、表 1-1 を参照してください。また、本業務マニュアルに記載している実需給前の市場退出事由は、表 1-2 を参照してください。

表 1-1 実需給前に実施すべき業務の対象となる電源等

対応する 章節番号	業務名	業務の対象となる電源等
2.1 2.2	余力活用に関する契約の 締結	- 調整機能を有する安定電源 ※ただし、全量を電源等差替した安定電源は対象外 - 安定電源を差替元電源等とする調整機能を有する差替先電源等
2.3 2.4	電源等情報の追加登録	- 電源等情報の登録時に未提出の書類のある電源等（差替先電源等を含む） - 電源等情報の登録時に未登録の項目（※）の

対応する 章節番号	業務名	業務の対象となる電源等
		ある電源等（差替先電源等を含む） ※相対契約上の計画変更締切時間、発電 BG コード、需要 BG コード・計画提出者コード、電源の起動時間、など
—	実効性テストの実施	・発動指令電源 ⁴
2.5	FIT 制度、FIP 制度適用の電源でない場合の異議申立	・対象実需給年度中に適用される FIT 電源、FIP 電源
2.6	事業者の退出表明に基づく市場退出	・市場退出を希望する全ての電源等
2.7	給電申合書等の締結	・安定電源 ※ただし、属地一般送配電事業者が締結不要と判断した場合は対象外

表 1-2 市場退出事由の一覧

対応する 章節番号	市場退出事由	概要
2.1 2.2	余力活用に関する契約が未締結	安定電源のうち、電源等情報に調整機能「有」（調整機能を有する電源等）と登録された電源で、本機関が指定した期限（2026 年 12 月末）までに属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない場合、または余力活用に関する契約を解約した場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。 (契約書写しの提出期限は 2027 年 1 月末)

⁴ ただし、以下のいずれにも該当する場合、実効性テスト以外の発動実績を本機関に提出することにより実効性テストを省略することができます。

a 実需給年度の前々年度に実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が存在する場合

b 確定する電源等リストの各エネルギーリソースの期待容量が、実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）を構成する各エネルギーリソースの期待容量以内の場合

c 本機関が合理的と判断した場合

対応する 章節番号	市場退出事由	概要
2.3 2.4	書類が未提出・電源等情 報が未登録	対応するオークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限（2027年1月末）までに提出しない場合または提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、対応するオークションにおける当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。
—	発動指令電源に関する 書類が未提出	発動指令電源において実効性テストを受けるための電源等リスト提出の期限までに電源等リストを提出しない場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。 また、本機関が指定した期限までに実効性テストの結果を本機関に提出しない場合または本機関が認める他の実績を提出しない場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。 本件の詳細は、「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編」を参照してください。
—	実効性テスト結果が契 約容量に満たない場合 および 1,000kW 未満と なった場合	発動指令電源における実効性テストの発動実績が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から実効性テストの発動実績を差し引いた容量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。 また、実効性テストの発動実績が 1,000kW 未満となる場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退

対応する 章節番号	市場退出事由	概要
		出に伴う経済的ペナルティが科されます。 本件の詳細は、「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編」を参照してください。
2.5	対象実需給年度中の FIT 制度、FIP 制度の適用	容量確保契約を締結する電源が FIT 電源または FIP 電源であることが明らかとなった場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出⁵となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。 対象実需給年度中に FIT 電源または FIP 電源でないことを証明したい場合、容量提供事業者は、本機関の定める期限(2027年1月末)までに特定契約終了の証明書などを提出する必要があります。
2.6	事業者の退出表明	容量確保契約書を締結する電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、容量提供事業者が電源等差替を行わずに市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。 また、容量確保契約を締結する電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、電源等差替をおこなった容量が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から差替後の容量を差し引いた容量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナル

⁵ 変動電源（アグリゲート）を構成する小規模変動電源（リソース）が FIT 電源または FIP 電源であると判明した場合は、当該リソース分が市場退出となります。また、リソースの市場退出により、変動電源（アグリゲート）の契約容量が 1,000kW 未満となった場合、当該変動電源（アグリゲート）は市場退出となります。

対応する 章節番号	市場退出事由	概要
		ティが科されます。 なお、市場退出の表明は、実需給年度開始前の 2026 年 12 月末まで受け付けます。
2.7	給電申合書が未締結	実需給年度までに給電申合書を締結しなかった場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。給電申合書等の締結期限：2027 年 2 月末、申合書等（写）の提出期限：2027 年 3 月 9 日）。 ※ただし、属地一般送配電事業者が締結不要と判断した場合は対象外

注：参入ペナルティについて

容量提供事業者が、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量市場業務マニュアル、容量確保契約約款、容量確保契約書およびその他容量市場に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合、本機関は当該容量提供事業者 に一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げなどの参入ペナルティを科すことがあります。

参入ペナルティが科される事例として、落札後、容量確保契約において必要な情報を提出しない場合や、電源等情報に偽りの情報を登録する場合などが該当します。

2.1 余力活用に関する契約の締結（容量提供事業者）

- 2.1.2 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領
- 2.1.3 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）
- 2.1.4 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領
- 2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込
- 2.1.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

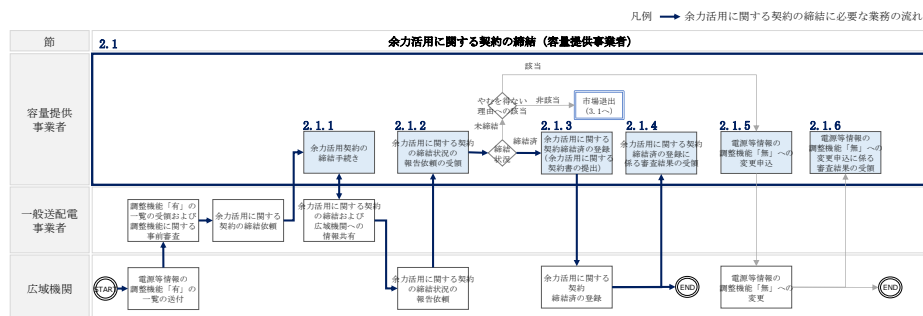


図 2-2 余力活用に関する契約の締結（容量提供事業者）の詳細構成

2.1.1 余力活用に関する契約の締結手続き

本項では、調整機能を有する電源等を提供する容量提供事業者と一般送配電事業者との間における余力活用に関する契約の締結手続きについて説明します（図 2-3 参照）。

- 2.1.1.1 余力活用に関する契約の締結依頼の受領
- 2.1.1.2 余力活用に関する契約書の内容記入および締結

2.1.1 余力活用に関する契約の締結手続き

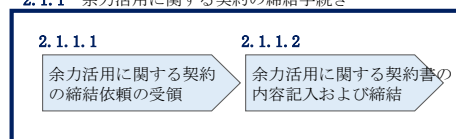


図 2-3 余力活用に関する契約の締結手続き

2.1.1.1 余力活用に関する契約の締結依頼の受領

一般送配電事業者による調整機能に関する事前審査が行われ、審査に合格した電源等を提供する容量提供事業者へ、一般送配電事業者から余力活用に関する契約の締結依頼がメール等で送付されます。

注：専用線または簡易指令システムの構築について

専用線または簡易指令システムの工事は時間を要するため、余裕をもって余力活用に関する契約締結のための手続きを進めてください。

2.1.1.2 余力活用に関する契約書の内容記入および締結

調整機能を有する電源等を提供する容量提供事業者は、一般送配電事業者からの連絡に基づき、一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結します。

注：容量提供事業者は、一般送配電事業者と締結する余力活用に関する契約において、上げ調整力および下げ調整力の両方を提供する必要があります。

2.1.2 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領

本項では、余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼に係る手続きについて説明します（図 2-4 参照）。

2.1.2.1 締結状況の報告依頼の受領

2.1.2 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領

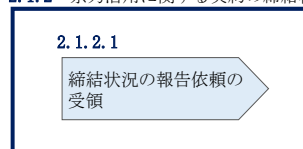


図 2-4 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼

2.1.2.1 締結状況の報告依頼の受領

本機関の指定する余力活用に関する契約の締結期限が 2026 年 12 月末までであるため、実需給前年度の 2026 年 11 月頃に、余力活用に関する契約の締結状況を自主的に報告していない容量提供事業者へは、本機関から余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼がメールで送付されます。

余力活用に関する契約を締結済の場合は『2.1.3 余力活用に関する契約締結済の登録』へ進み、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて余力活用に関する契約の写しを提出してください。未締結の場合は『2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込』へ進み、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて調整機能を「無」に変更の上、余力活用に関する契約を締結していない合理的な理由（やむを得ない理由）を記載してください。なお、余力活用に関する契約を締結しない合理的な理由があると認められる例は表 2-1 を参照してください。

表 2-1 余力活用に関する契約を締結しない合理的な理由（やむを得ない理由）
 があると認められる例

番号	余力活用に関する契約を締結しない合理的な理由（やむを得ない理由） があると認められる例
1	調整機能が故障し、必要な対応を行った上で実需給年度内の復旧見通しが無い場合
2	事前審査において、一般送配電事業者が求める要件を満たさない場合
3	電源種別が水力の場合において、調整機能を使用することにより、河川法等に定める公共の安全が保持されない場合

注1：自主的な余力活用に関する契約の報告について

本機関からの報告依頼の受領前であっても、余力活用に関する契約の写しを提出することは可能です。

注2：余力活用に関する契約の未締結による市場退出について

締結期限（2026年12月末）までに余力活用に関する契約が締結済みではない、且つ未締結であることのやむを得ない理由もない場合、市場退出（全量退出）となりますので留意してください。

2.1.3 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）

本項では、余力活用に関する契約書の提出に係る手続きについて説明します（図 2-5 参照）。

2.1.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）

2.1.3 余力活用に関する契約締結済の登録 （余力活用に関する契約書の提出）

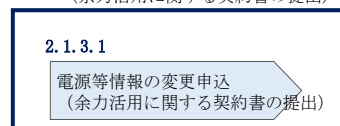


図 2-5 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）

2.1.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）

余力活用に関する契約を締結している場合、余力活用に関する契約書の写しと契約対象電源が分かるものとして需給調整市場システムの画面コピー（MMS 電源等詳細画面）を PDF ファイル（4MB 以下とすること、別ファイル可）にして容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にアップロードすることにより、本機関へ提出してください。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

（提出期限：2027 年 1 月末）

電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）（仮申込）

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

「電源等情報一覧」に登録済の電源等情報が表示されるので、余力活用に関する契約書の写しを提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「余力活用に関する契約締結」欄の「有」を選択して、「提出書類（追加）」欄の「ファイル選択」をクリックして余力活用に関する契約書の写しをアップロードします。また、「変更理由」欄には「余力活用に関する契約書の写しの提出」と記入してください。記入後、内容を確認し「確認」ボタンをクリック後、「実行」ボタンをクリックします（図 2-6、表 2-2 参照）。なお、この段階では仮申込の状態であり、余力活用に関する契約書の写しの提出は完了していませんので注意してください。

注：余力活用に関する契約書の写しのファイル名について

余力活用に関する契約書の写しは PDF フォーマットで作成し、ファイル名は「余力活用に関する契約書_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号.pdf」としてください。

例）ファイル名： 余力活用に関する契約書_〇〇株式会社_2027_0123456789.pdf
対象実需給年度 電源等識別番号

電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）（本申込）

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査管理画面」へ進みます。

「電源等情報審査管理画面」の電源等区分を選択後、余力活用に関する契約書の写しを提出したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は余力活用に関する契約書の写しが提出されているかを審査します。審査後には審査合格または不合格を別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた場合、事業者は速やかに、審査コメントに記載されている不合格理由を確認したのち余力活用に関する契約書の写しを再提出してください。

The screenshot shows the 'Power Information Change Application Screen' (電源等情報変更申込画面) with the following elements and annotations:

- Header:** 容量市場システム (Capacity Market System) and 電源等情報変更申込画面 (Power Information Change Application Screen).
- Form Fields:** エリア名 (Area Name), 同時最大発電力 (kW) (Simultaneous Maximum Generation Capacity (kW)), 経済効率係数 (E) (Economic Efficiency Coefficient (E)), 余力活用契約締結 (Capacity Utilization Contract Conclusion), and 専用線オンライン/その他 (Dedicated Line Online/Other).
- Annotation 1:** 「余力活用に関する契約締結」欄の「有」をクリックしてください。 (Click 'Yes' in the 'Capacity Utilization Contract Conclusion' field.)
- Table:** A table with columns: 電源 (Power), 区画 (District), 系統コード (System Code), 電源種別の区分 (Power Source Category), 発電方式の区分 (Generation Method Category), 設備容量 (kW) (Equipment Capacity (kW)), 設備年月 (Equipment Year/Month), and 備考 (Remarks).
- Annotation 2:** 余力活用に関する契約書の写しを「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。 (Upload the copy of the capacity utilization contract to the 'File Selection' button.)
- Form Fields (Bottom):** 変更理由 (Change Reason) and a text area for the reason.

図 2-6 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-2 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（余力活用に関する契約の提出）

No.	項目	留意点
①	変更理由	・ 余力活用に関する契約書を締結済の場合 「余力活用に関する契約書の写しの提出」と記入

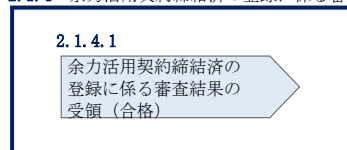
2.1.4 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領

本項では、余力活用に関する契約締結済の登録申込に対する審査結果について説明します（図 2-7 参照）。容量提供事業者は、本機関から余力活用に関する契約締結済の登録申込に対する審査結果を受領します。

2.1.4.1 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

2.1.4.2 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.1.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領



2.1.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領

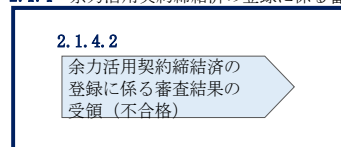


図 2-7 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領

2.1.4.1 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

本機関による審査に合格した場合、事業者には電源等情報が登録された旨がメールにて送付されますので、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されます。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

2.1.4.2 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

余力活用に関する契約の提出後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。必要に応じて、余力活用に関する契約の締結期限内に余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）に係る再申込を行ってください。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等情報審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

本項では、電源等情報の調整機能を「無」へ変更する手続きについて説明します（図 2-8 参照）。

2.1.5.1 電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）

2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

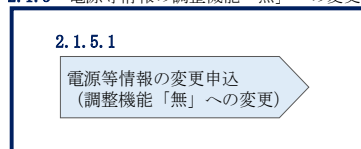


図 2-8 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

2.1.5.1 電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）

余力活用に関する契約を締結済みではない、且つやむを得ない理由（表 2-1 参照）がある場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて調整機能を「無」に変更し、変更理由欄にやむを得ない理由を記載してください。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）（仮申込）

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、変更を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「詳細情報一覧」の「変更」リンクをクリックして、「電源等詳細情報編集画面」へ進み、調整機能の有無を「無」に変更します（図 2-9、図 2-10 参照）。また、やむを得ない理由を証明する書類等がある場合、本機関は当該書類を受け付けます。書類を提出する場合は、「ファイル選択」をクリックしてアップロードします。

登録内容の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由（やむを得ない理由）を入力してください。入力終了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします（図 2-11、表 2-3 参照）。なお、この段階では仮申込の状態であり、調整機能「無」への変更申込は完了していませんので注意してください。

電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）（本申込）

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、調整機能「無」へ変更申込をしたい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は余力活用に関する契約を未締結であることのやむを得ない理由の審査および変更申込の確認をします。審査後には審査合格または不合格を別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた場合、事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編
 第2章 実需給前に実施すべき業務
 2.1 余力活用に関する契約の締結（容量提供事業者）

容量市場システム

ログイン日時: 2024/09/26 15:09
 ユーザー: 経編 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分 安定電源

変更区分 電源等情報変更

実需給年度 2026

事業者コード 7Y01

参加登録申請者名 事業者A

電源等識別番号 0000008601

電源等の名称 * 全角または半角英字で入力してください。
 7Y01 (改修確認IN0-Ph3-AP~)

受電地点特定番号 * 半角数字で入力してください。
 330000000011111111122

系統コード * 半角英数字で入力してください。
 31111

エリア名 * エリア名を指定してください。
 03:東京

同時最大受電電力[kW] * 半角数字で入力してください。
 9900000

経過措置係数[%] 72.00

余力活用契約締結 余力活用契約締結の有無を指定してください。
☒ 有 ☐ 無

専用線オンライン/その他 譲渡締結の有無が有の電源等詳細情報を登録する場合、専用線オンライン/その他を指定してください。
 1:専用線オンライン

詳細情報一覧

新規追加

別称	枝番	号機単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	
	1	1号機	35001	火力	石油	900,000	1918/07 経過措置対象	変更 変更

アップロードする提出ファイルを選択してください。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。 クリア

図 2-9 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

容量市場システム	
電源等詳細情報編集画面	
号機単位の所有者 *	
系統コード *	半角英数字で入力してください。 10001
電源種別の区分 *	電源種別の区分を指定してください。 02:火力
発電方式の区分 *	発電方式の区分を指定してください。 024:石油
設備容量[kW] *	半角数字で入力してください。 110000
運用年月 *	yyyymm形式で入力してください。 200012
調整機能の有無 *	調整機能の有無を指定してください。 ☐ 有 ☒ 無
発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無 *	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無を指定してください。 ☐ 有 ☒ 無

パターン名		起動～並列		時間		分	並列～フル出力		時間		分
-------	--	-------	--	----	--	---	---------	--	----	--	---

閉じる
設定

図 2-10 「電源等詳細情報編集画面」 電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ

詳細情報一覧

新規追加

削除	装置	号機単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	変更
☐	1	1号機	11121	再生可能エネルギー	風力	10,000	2008/01 経過措置対象	変更

提出書類 (追加)

アップロードする提出ファイルを選択してください。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

やむを得ない理由を証明する書類等がある場合、「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

登録済提出書類一覧

削除	No.	提出書類名
☐	1	使用能検査合格証1.pdf

変更理由 *

金角または半角文字で入力してください。

確認

図 2-11 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-3 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（調整機能「無」への変更）

No.	項目	留意点
①	変更理由	余力活用に関する契約を未締結であることのやむを得ない理由がある場合に具体的な理由を記入 記入例) - 調整機能が故障し、実需給年度内の復旧の見通しが立たないため - 調整機能に関する事前審査にて、一般送配電事業者の求める要件を満たさなかったため (水力の場合) 調整機能を使用することにより、河川法等で定める公共の安全が保持されないため

2.1.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

本項では、電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果について説明します（図 2-12 参照）。容量提供事業者は、本機関から電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果を受領します。

2.1.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）

2.1.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

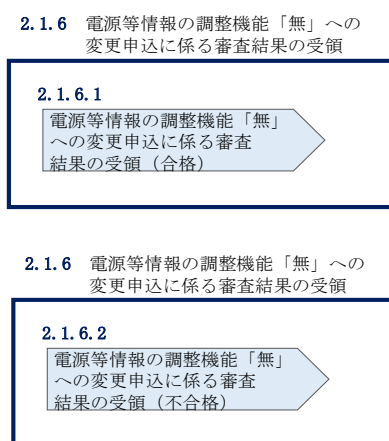


図 2-12 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

2.1.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）

本機関による審査に合格した場合、事業者には電源等情報が登録された旨がメールにて送付されますので、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されます。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

2.1.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

調整機能「無」への変更申込後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。必要に応じて、余力活用に関する契約の締結期限内に調整機能「無」への変更に係る再申込を行ってください。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

2.2 余力活用に関する契約の締結（差替先電源等提供者）

本節では、差替先電源等提供者の余力活用に関する契約の締結について以下の流れで説明します（図 2-13 参照）。

注：当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バランシンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします。

- 2.2.1 余力活用に関する契約の締結手続き
- 2.2.2 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領
- 2.2.3 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）
- 2.2.4 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領
- 2.2.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込
- 2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領
- 2.2.7 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

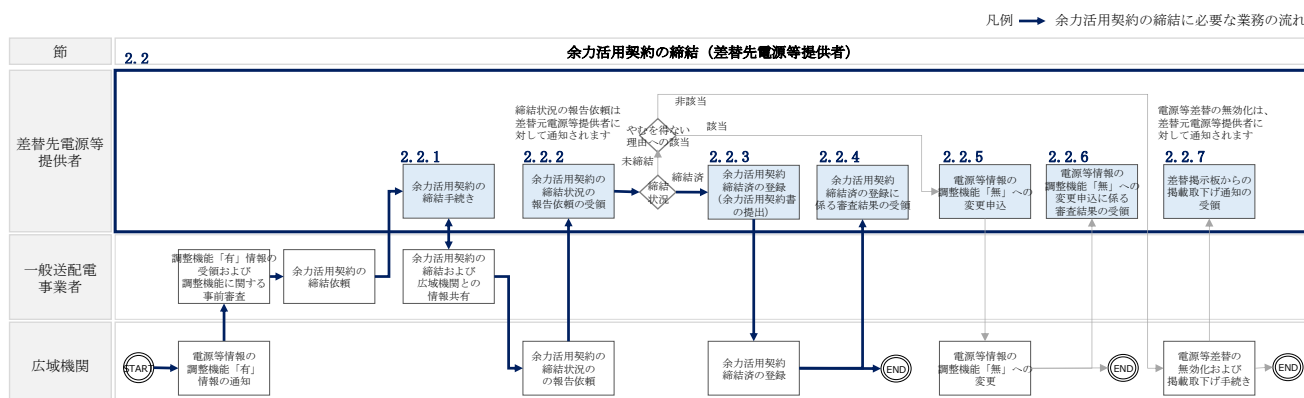


図 2-13 余力活用に関する契約の締結（差替先電源等提供者）の詳細構成

2.2.1 余力活用に関する契約の締結手続き

本項では、調整機能を有する電源等を提供する差替先電源等提供者と一般送配電事業者との間における余力活用に関する契約の締結手続きについて説明します（図 2-14 参照）。

- 2.2.1.1 余力活用に関する契約の締結依頼の受領
- 2.2.1.2 余力活用に関する契約の内容記入および締結

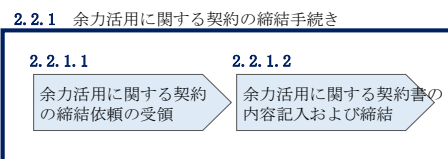


図 2-14 余力活用に関する契約の締結手続き

2.2.1.1 余力活用に関する契約の締結依頼の受領

『2.1.1.1 余力活用に関する契約の締結依頼の受領』を参照してください。

2.2.1.2 余力活用に関する契約の内容記入および締結

『2.1.1.2 余力活用に関する契約書の内容記入および締結』を参照してください。

2.2.2 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領

本項では、余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼に係る手続きについて説明します（図 2-15 参照）。

2.2.2.1 締結状況の報告依頼の受領

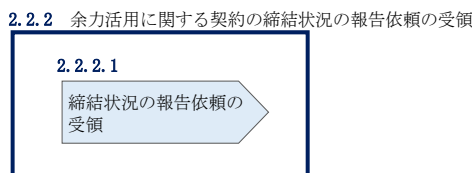


図 2-15 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領

2.2.2.1 締結状況の報告依頼の受領

『2.1.2.1 締結状況の報告依頼の受領』を参照してください。

注：差替時の余力活用に関する契約内容の報告依頼に係る対応について

本機関から、差替元電源等提供者に対して差替先電源等の余力活用に関する契約内容の報告依頼をメールで送付します。差替元電源等提供者が差替先電源等提供者に報告依頼を連携し、差替先電源等提供者が余力活用に関する契約書の写しの提出、もしくは調整機能「無」への変更・やむを得ない理由の申告を実施してください。

2.2.3 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）

本項では、差替先電源等提供者の余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）について説明します（図 2-16 参照）。

2.2.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）

2.2.3 余力活用に関する契約締結済の登録 （余力活用に関する契約書の提出）

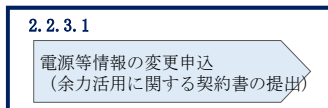


図 2-16 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）

2.2.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）

『2.1.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）』を参照してください。

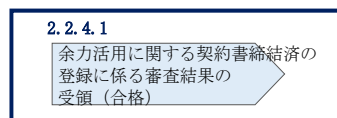
2.2.4 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領

本項では、余力活用に関する契約締結済の登録申込に対する審査結果について説明します（図 2-17 参照）。差替先電源等提供者は、本機関から余力活用に関する契約締結済の登録申込に対する審査結果を受領します。

2.2.4.1 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

2.2.4.2 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.2.4 余力活用に関する契約締結済の登録に係る 審査結果の受領



2.2.4 余力活用に関する契約締結済の登録に係る 審査結果の受領

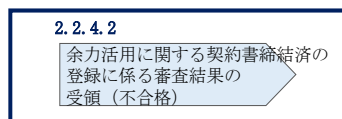


図 2-17 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領

2.2.4.1 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

『2.1.4.1 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）』を参照してください。

2.2.4.2 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

『2.1.4.2 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）』を参照してください。

2.2.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

本項では、電源等情報の調整機能を「無」へ変更する手続きについて説明します（図 2-18 参照）。

2.2.5.1 調整機能「無」への変更申込

2.2.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

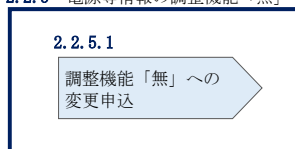


図 2-18 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

2.2.5.1 調整機能「無」への変更申込

『2.1.5.1 電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）』を参照してください。

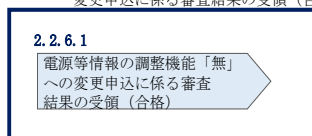
2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

本項では、電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果について説明します（図 2-19 参照）。差替先電源等提供者は、本機関から電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果を受領します。

2.2.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）

2.2.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への
変更申込に係る審査結果の受領（合格）



2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への
変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

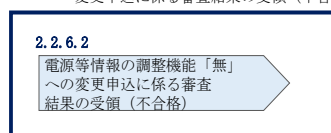


図 2-19 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

2.2.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）

『2.1.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）』を参照してください。

2.2.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

『2.1.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）』を参照してください。

2.2.7 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

本項では、差替掲示板からの掲載取下げに係る手続きについて説明します（図 2-20 参照）。差替先電源等提供者が余力活用に関する契約を本機関の指定する締結期限（2026 年 12 月末）までに締結しなかった場合、差替掲示板への掲載が取下げとなります。

2.2.7.1 掲載取下げ通知の受領

2.2.7 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

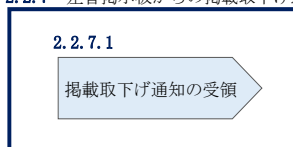


図 2-20 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

2.2.7.1 掲載取下げ通知の受領

余力活用に関する契約が本機関の指定する締結期限（2026 年 12 月末）までに締結されなかった場合、差替掲示板の掲載が本機関により削除され、差替先電源等提供者に

対して掲載が取り下げられた旨がメールで送付されます。

また、本機関による電源等差替の無効化手続き完了後、電源等差替が無効化された旨が差替元電源等提供者に対してメールで送付されます。差替先電源等提供者に対する電源等差替が無効化された通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

注：余力活用に関する契約を未締結の場合の電源等差替の無効化について

締結期限（2026年12月末）までに調整機能を有する差替先電源等提供者が余力活用に関する契約を締結済みではない、且つ未締結であることのやむを得ない理由もない場合、本機関は当該の電源等差替を無効化しますので留意してください。

2.3 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）

本節では容量提供事業者による電源等情報の追加登録について以下の流れで説明します（図 2-21 参照）。

- 2.3.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領
- 2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込
- 2.3.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）
- 2.3.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）
- 2.3.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

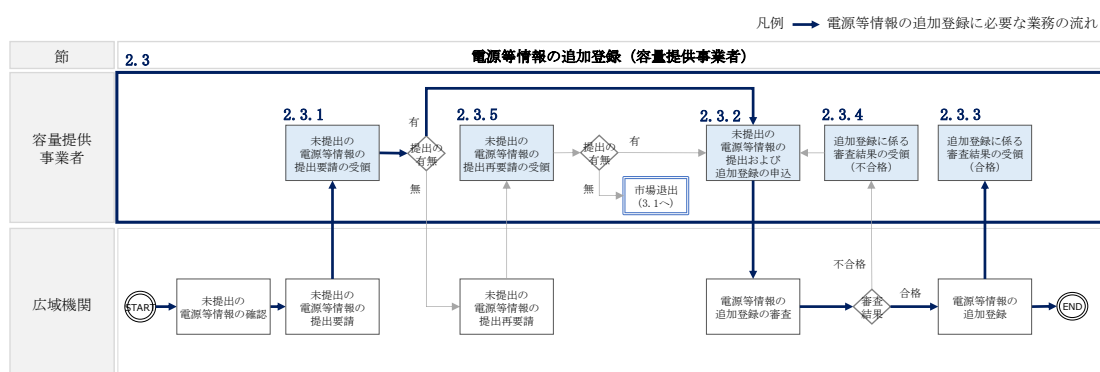


図 2-21 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）の詳細構成

2.3.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出要請に係る手続きについて説明します（図 2-22 参照）。

2.3.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

2.3.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

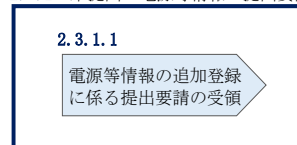


図 2-22 未提出の電源等情報の提出要請の受領

2.3.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

電源等情報の登録時に一部、未提出の書類がある電源等や未入力の項目がある電源等を登録した容量提供事業者に対して、2026 年 12 月頃に提出要請がメールで送付されます。

注：自主的な電源等情報の追加登録について

本機関からの提出要請の受領前であっても、未提出の書類提出や電源等情報の追加登録が可能です。

既に書類が揃っている場合、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて書類を提出し、電源等情報の追加登録を行ってください（『2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込』参照）。

なお、書類の提出および追加登録の期限（2027年1月末）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。

2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

本項では、未提出の電源等情報の提出および追加登録の手続きについて説明します（図 2-23 参照）。

2.3.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録

2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

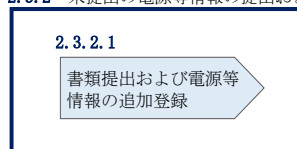


図 2-23 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

2.3.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録

書類提出および電源等情報を追加登録する場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

書類提出および電源等情報の追加登録（仮申込）

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「詳細情報一覧」の「変更」リンクをクリックして、「電源等詳細情報編集画面」へ進み、未入力項目へ記入します。また、未提出の書類がある場合、「ファイル選択」をクリックしてアップロードします（4MB以下のPDFファイルとすること）。

なお、小規模変動電源リストを提出する場合、「電源等情報変更申込画面」の「詳細情報一覧」の「小規模リスト登録」リンクをクリックして、「電源等詳細情報編集画面」へ進み小規模変動電源リスト欄へアップロードします。
また、小規模変動電源リストの変更により設備容量が変わる場合は、小規模変動電源リストの提出の合格後、設備容量の変更申込を行ってください。

電源等情報の追加登録にあたっては「変更理由」欄に「電源等情報の追加登録」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします（図 2-24、表 2-4、図 2-25、表 2-5、図 2-27、図 2-28、表 2-6、図 2-29、表 2-7、図 2-31、表 2-9、表 2-10、表 2-11 参照）。なお、この段階では仮申込の状態であり、電源等情報の追加登録は完了していませんので注意してください。

注：未提出書類のファイル名について

書類はPDFフォーマットで作成し、ファイル名は「書類名_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号.pdf」としてください。

例）ファイル名： 書類名_〇〇株式会社_2027_0123456789.pdf

対象実需給年度 電源等識別番号

書類提出および電源等情報の追加登録（本申込）

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進み

ます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、電源等情報の追加登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は受付後、電源等情報の追加登録に係る審査を行います。審査後には審査合格または不合格を、別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

電源等情報の追加登録方法（安定電源）

容量市場システム ログイン日時：2024/08/28 13:09 ユーザー名：様由 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分 安定電源

変更区分 電源等情報変更

実需給年度 2026

事業者コード 7Y01

参加登録申請者名 事業者A

電源等識別番号 0000008601

電源等の名称 * 全角または半角文字で入力してください。
7Y01 (改修確認)NO-PH3-AP~

① 受電地点特定番号 * 半角数字で入力してください。
330000000011111111122

② 系統コード * 半角数字で入力してください。
31111

エリア名 * エリア名を指定してください。
03:東京

同時最大受電電力[kW] * 半角数字で入力してください。
9900000

経過措置係数[%] 72.00

余力活用契約締結 * 余力活用契約締結の有無を指定してください。
★有 ○無

専用線オンライン/その他 調整機能の有無が前の電源等詳細情報を登録する場合、専用線オンライン/その他を指定してください。
1:専用線オンライン

詳細情報一覧

新規追加

削除	技番	号機単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	変更 変更
☐	1	1号機	35001	火力	石油	900,000	1918/07 経過措置対象	

提出書類 (追加)

アップロードする提出ファイルを選択してください。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

提出する書類がある場合、「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

登録済提出書類一覧

削除	No.	提出書類名
☐	1	使用曲線委員会様1.pdf

③ 変更理由 *

全角または半角文字で入力してください。

確認

図 2-24 「電源情報変更申込画面」
安定電源の電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-4 「電源等情報変更申込画面」

安定電源の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
①	受電地点特定番号	新設電源に限り入力 「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」を提出
②	系統コード	新設電源に限り入力
③	変更理由	「電源等情報の追加登録」と記入

容量市場システム																					
電源等詳細情報編集画面																					
号機単位の所有者 *																					
系統コード *	半角英数字で入力してください。 10001																				
電源種別の区分 *	電源種別の区分を指定してください。 02:火力																				
発電方式の区分 *	発電方式の区分を指定してください。 024:石油																				
設備容量[kW] *	半角数字で入力してください。 110000																				
運転年月 *	yyyymm形式で入力してください。 200012																				
調整機能の有無 *	調整機能の有無を指定してください。 ☐ 有 ☒ 無																				
発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無 *	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無を指定してください。 ☐ 有 ☒ 無																				
FIT認定ID	半角英数字で入力してください。 																				
特定契約の終了年月	yyyymm形式で入力してください。 																				
① 相対契約上の計画変更締切時間	全角または半角文字で入力してください。 																				
② 発電BGコード	半角英数字で入力してください。 <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																				
③ 需要BGコード・計画提出者コード	半角英数字で入力してください。 <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																				
④ 電源の起動時間	パターン名を全角または半角文字で入力してください。 時間、分を半角数字で入力してください。 <table border="1"> <tr> <td>パターン名</td> <td>起動～並列</td> <td>時間</td> <td>分</td> <td>並列～フル出力</td> <td>時間</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	パターン名	起動～並列	時間	分	並列～フル出力	時間	分													
パターン名	起動～並列	時間	分	並列～フル出力	時間	分															
閉じる 設定																					

図 2-25 「電源等詳細情報編集画面」
 安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ

表 2-5 「電源等詳細情報編集画面」

安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
①	相対契約上の計画変更締切時間	相対契約を締結している電源に限り要入力 ※相対契約上の計画変更締切時間が無い場合は空欄で構いません。
②	発電 BG コード	追加登録の期限までに要入力 ※入力必須項目となります。
③	需要 BG コード・計画提出者コード	追加登録の期限までに要入力 ※需要 BG コード・計画提出者コードが無い場合は空欄で構いません。
④	電源の起動時間	追加登録の期限までに要入力 ※入力必須項目となります。 電源等が起動操作の開始から系統並列までの時間および系統並列から容量確保契約容量に到達するまでの時間をパターン毎に入力（図 2-26 参照） バランス停止が無い電源等でも、1 パターンは入力してください。

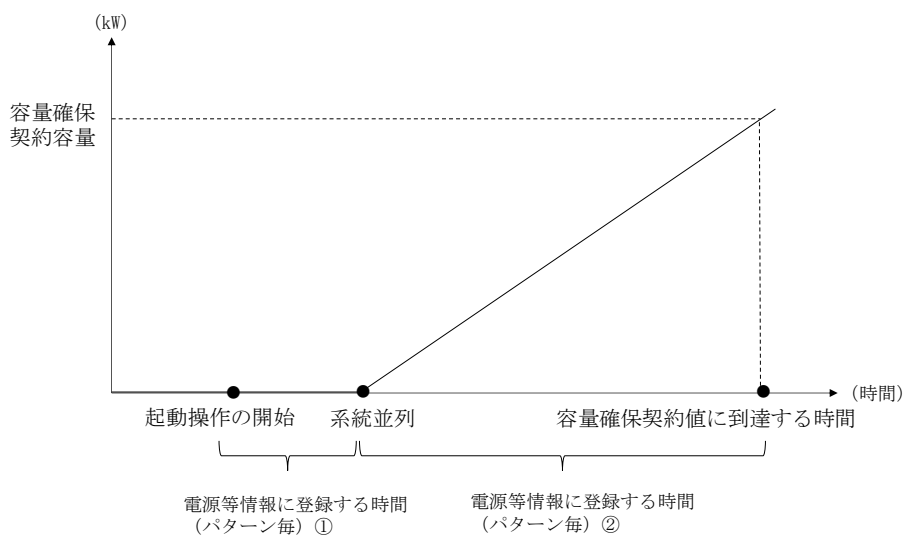


図 2-26 電源の起動時間のイメージ

電源等情報の追加登録方法（変動電源（単独））

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/20 18:16
 ユーザー: 7092担当 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分 変動電源（単独）

実需給年度	2034
事業者コード	7Y02
参加登録申請者名	事業者B
電源等識別番号	0000001614
電源等の名称	* 全角または半角文字で入力してください。 事業者B000_変動単独1
① 受電地点特定番号	* 半角数字で入力してください。 2345678901234567890121
② 系統コード	* 半角英数字で入力してください。 20001
エリア名	* エリア名を指定してください。 05:北陸
同時最大受電電力[kW]	* 半角数字で入力してください。 110000
経過措置係数[%]	58.00

詳細情報一覧

新規追加

単位の種類	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	経過措置対象	変更 変更
!	20001	再生可能エネルギー	風力	110,000	2000/12	経過措置対象	

図 2-27 「電源情報変更申込画面」

変動電源（単独）の電源等情報の変更の画面イメージ

アップロードする提出ファイルを選択してください。

提出書類（追加）

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

提出する書類がある場合、「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

③ 変更理由 * 全角または半角文字で入力してください。
 XXXX

確認

Copyright ©2020. All Rights Reserved.

図 2-28 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」

変動電源（単独）の電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-6 「電源等情報変更申込画面」

変動電源（単独）の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目

（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
①	受電地点特定番号	新設電源に限り入力 「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」を提出
②	系統コード	新設電源に限り入力
③	変更理由	「電源等情報の追加登録」と記入

電源等詳細情報編集画面

号機単位の名称	*	全角または半角文字で入力してください。 1号機
号機単位の所有者	*	全角または半角文字で入力してください。 事業者A
系統コード	*	半角英数字で入力してください。 19999
電源種別の区分	*	電源種別の区分を指定してください。 04:再生可能エネルギー
発電方式の区分	*	発電方式の区分を指定してください。 041:風力
設備容量 [kW]	*	半角数字で入力してください。 5000
運用年月	*	yyyymm形式で入力してください。 201812

FIT認定ID	半角英数字で入力してください。
特定契約の終了年月	yyyymm形式で入力してください。

① 発電BGコード	半角英数字で入力してください。				

閉じる 設定

図 2-29 「電源等詳細情報編集画面」
変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ

表 2-7 「電源等詳細情報編集画面」
変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧
（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
①	発電 BG コード	追加登録の期限までに要入力

電源等情報の追加登録方法（変動電源（アグリゲート））

容量市場システム

電源情報変更申込画面

ログイン日時: 2024/05/28 15:09
ユーザ名: 担当 ア(フェーズ2) ログアウト

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

小規模変動電源リスト (追加)

アップロードする小規模変動電源リストを選択してください。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

提出書類 (追加)

アップロードする提出ファイルを選択してください。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

変更理由 *

①

全角または半角文字で入力してください。

確認

小規模変動電源リストを「小規模変動電源リスト（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。
※「提出ファイル」欄の「ファイル選択」ボタンではありませんのでご注意ください。

図 2-30 「電源情報変更申込画面」

変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの提出の画面イメージ

表 2-8 「電源等情報変更申込画面」

変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの提出での入力項目
（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
①	変更理由	「小規模変動電源リストの提出」と記入

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編
第2章 実需給前に実施すべき業務
2.3 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/20 18:18
ユーザ名: 7Y02担当 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分

変動電源（アグリゲート）

実需給年度	2034
事業者コード	7Y02
参加登録申請者名	事業者B
電源等識別番号	0000001623
電源等の名称	* 全角または半角文字で入力してください。 事業者0000_変動アグリゲート1
系統コード	* 半角英数字で入力してください。 20010
エリア名	* エリア名を指定してください。 05:北陸

詳細情報一覧

新規追加

削除	枝番	号機単位の名称	設備容量[kW]	運用年月	FIT認定ID	特定契約の終了年月	操作
☐	1	小規模変動電源リスト1	110,000	2000/12			削除 変更

変更理由

* 全角または半角文字で入力してください。
XXX
①

確認

Copyright ©OOTO. All Rights Reserved.

図 2-31 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」
変動電源（アグリゲート）の電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-9 「電源等情報変更申込画面」
変動電源（アグリゲート）の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目
（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
①	変更理由	「電源等情報の追加登録」と記入

表 2-10 変動電源（アグリゲート）小規模変動電源リストの内訳情報の項目一覧

凡例： 対象項目 ○ 対象外項目 —

No.	項目名	事業者の入力項目 (追加登録の対象項目のみ)
①	容量を提供する電源等の区分	—
②	電源等の名称	—
③	受電地点特定番号	○
④	(リスト単位の) 系統コード	—
⑤	エリア名	—
⑥	同時最大受電電力	—
⑦	所在地	—
⑧	号機単位の名称	—
⑨	(個々の小規模変動電源の) 系統コード	○
⑩	電源種別の区分	—
⑪	発電方式の区分	—
⑫	設備容量	—
⑬	運開年月	—
⑭	FIT 認定 ID	—
⑮	特定契約の終了年月	—
⑯	発電 BG コード	○

[illegible]

図 2-32 変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの内訳情報を記載したリスト（EXCEL ファイル）のイメージ

表 2-11 電源等情報：変動電源（アグリゲート） 小規模変動電源リストの内訳情報の入力項目一覧（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
②	受電地点特定番号	新設電源に限り、追加登録の期限までに要入力 「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」を提出
⑨	（個々の小規模変動電源の）系統コード	新設電源に限り、追加登録の期限までに要入力
⑯	発電 BG コード	—

注：提出書類の送付先について

基本情報および詳細情報の各項目に係る提出書類がある場合、本機関に電磁的記録媒体（CD-R 等）で郵送してください。

〒100-6607

東京都千代田区丸の内 1-9-2

グラントウキョウサウスタワー7 階

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2027_電源等情報の追加登録 宛

対象実需給年度

2.3.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します（図 2-33 参照）。電源等情報の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、合格通知を受領します。

2.3.3.1 合格通知の受領（追加登録）

2.3.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

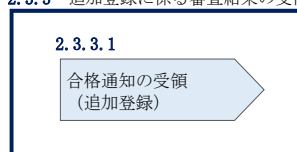


図 2-33 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

2.3.3.1 合格通知の受領（追加登録）

電源等情報が登録された旨がメールにて送付されますので、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されます。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

2.3.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します（図 2-34 参照）。電源等情報の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備が認められた場合、不合格通知を受領します。

2.3.4.1 不合格通知の受領（追加登録）

2.3.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

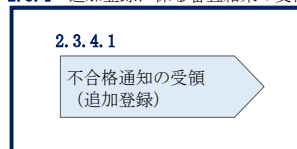


図 2-34 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.3.4.1 不合格通知の受領（追加登録）

不合格通知がメールにて送付されます。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。
容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

2.3.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出再要請に係る手続きについて説明します（図 2-35 参照）。

2.3.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

2.3.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

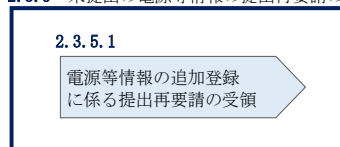


図 2-35 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

2.3.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

提出要請から一定期間が経過しても未提出の書類がある電源等や未入力のある項目がある電源等を提供する容量提供事業者に対して、2027 年 1 月上旬頃に提出再要請がメールで送付されます。

2.4 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）

本節では差替先電源等提供者による電源等情報の追加登録について以下の流れで説明します（図 2-36 参照）。

- 2.4.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領
- 2.4.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込
- 2.4.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）
- 2.4.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）
- 2.4.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領
- 2.4.6 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

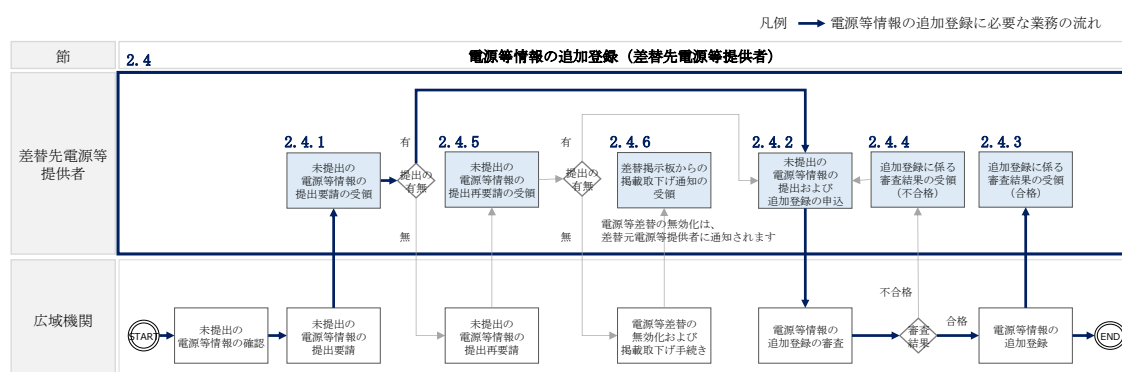


図 2-36 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）の詳細構成

2.4.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出要請に係る手続きについて説明します（図 2-37 参照）。

2.4.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

2.4.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

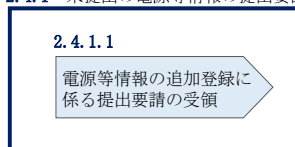


図 2-37 未提出の電源等情報の提出要請の受領

2.4.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

『2.3.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領』を参照してください。

2.4.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

本項では、未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込について説明します（図 2-38 参照）。

2.4.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録

2.4.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

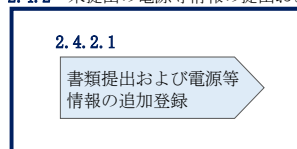


図 2-38 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

2.4.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録

『2.3.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録』を参照してください。

2.4.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します（図 2-39 参照）。電源等情報の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備が無かった場合、合格通知を受領します。

2.4.3.1 合格通知の受領（追加登録）

2.4.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

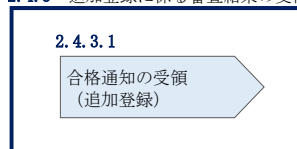


図 2-39 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

2.4.3.1 合格通知の受領（追加登録）

『2.3.3.1 合格通知の受領（追加登録）』を参照してください。

2.4.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します（図 2-40 参照）。電源等情報の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備が認められた場合、不合格通知を受領します。

2.4.4.1 不合格通知の受領（追加登録）

2.4.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

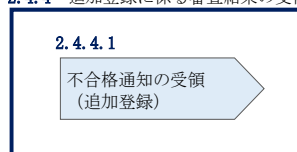


図 2-40 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.4.4.1 不合格通知の受領（追加登録）

『2.3.4.1 不合格通知の受領（追加登録）』を参照してください。

2.4.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出再要請に係る手続きについて説明します（図 2-41 参照）。

2.4.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

2.4.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

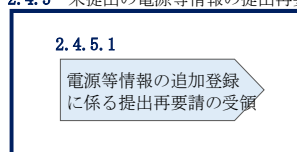


図 2-41 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

2.4.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

『2.3.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領』を参照してください。

2.4.6 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

本項では、差替掲示板からの掲載取下げに係る手続きについて説明します（図 2-42 参照）。差替先電源等提供者が、電源等情報の追加登録を本機関の指定する期限（2027 年 1 月末）までに行わなかった場合、差替掲示板への掲載が取下げとなります。

2.4.6.1 掲載取下げ通知の受領

2.4.6 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

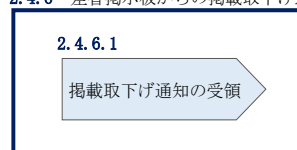


図 2-42 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

2.4.6.1 掲載取下げ通知の受領

電源等情報の追加登録が本機関の指定する期限（2027年1月末）までに行われなかった場合、差替掲示板の掲載が本機関により削除され、差替先電源等提供者に対して掲載が取り下げられた旨がメールで送付されます。

また、本機関による電源等差替の無効化手続き完了後、電源等差替が無効化された旨が差替元電源等提供者に対してメールで送付されます。差替先電源等提供者に対する電源等差替が無効化された通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

注：電源等情報の追加登録が未登録の場合の電源等差替の無効化について

書類提出および追加登録の期限（2027年1月末）までに差替先電源等提供者が書類を未提出、且つ電源等情報の項目に未入力のある項目がある場合、本機関は当該の電源等差替を無効化しますので留意してください。

2.5 FIT 制度、FIP 制度適用の電源でない場合の異議申立

本節では、FIT 制度が適用される電源等（以下、FIT 電源）、または FIP 制度が適用される電源等（以下、FIP 電源）であることを疑われた場合の異議申立について、以下の流れで説明します（図 2-43 参照）。

2.5.1 FIT 電源または FIP 電源に係る問い合わせの受領

2.5.2 FIT 電源または FIP 電源の異議申立

2.5.3 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（合格）

2.5.4 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（不合格）

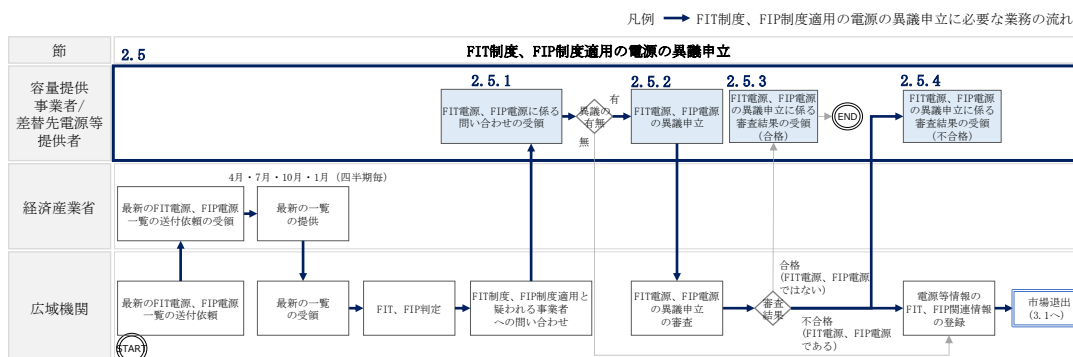


図 2-43 FIT 制度、FIP 制度適用の電源の異議申立の詳細構成

2.5.1 FIT 電源または FIP 電源に係る問い合わせの受領

本項では、FIT 電源または FIP 電源に係る問い合わせに係る手続きについて説明します（図 2-44 参照）。容量提供事業者または差替元電源等提供者が、FIT 制度または FIP 制度を適用した電源を有するにもかかわらず容量市場システムに FIT 認定 ID（FIP も同様）や特定契約の終了年月を申告していなかった場合、本機関から問い合わせのメールが送付されます。

2.5.1.1 FIT 電源または FIP 電源が疑われる場合の問い合わせの受領 FIT 電源または FIP 電源が疑われる場合の問い合わせの受領

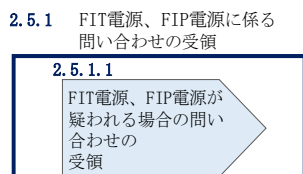


図 2-44 FIT 電源または FIP 電源に係る問い合わせの受領

2.5.1.1 FIT 電源または FIP 電源が疑われる場合の問い合わせの受領

対象実需給年度中に FIT 電源または FIP 電源を提供する容量提供事業者または差替元電源等提供者に対して、本機関から照会メールが送付されます。

注：差替先電源が FIT 制度、FIP 制度を適用している場合の対応について
差替先電源が FIT 制度、FIP 制度を適用していると疑われる場合、本機関は差替元電源等提供者に対してメールで問い合わせます。メールを受領した差替元電源等提供者は、差替先電源等提供者に問い合わせ内容を連携してください。なお、FIT 電源または FIP 電源ではないと異議申立する場合、差替元電源等提供者のメール受領から 5 営業日以内に差替先電源等提供者が異議申立を行ってください。

2.5.2 FIT 電源または FIP 電源の異議申立

本項では、容量提供事業者の電源等が、対象実需給年度中に FIT 制度または FIP 制度に基づく FIT 電源または FIP 電源が適用されない場合の異議申立について説明します（図 2-45 参照）。

2.5.2.1 FIT 電源または FIP 電源の異議申立の有無の検討

2.5.2.2 （FIT 電源または FIP 電源でない場合）異議申立

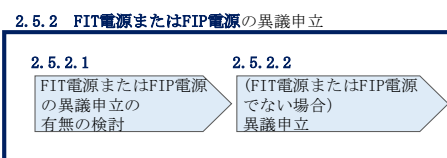


図 2-45 FIT 電源または FIP 電源の異議申立

2.5.2.1 FIT 電源または FIP 電源の異議申立の有無の検討

『2.5.1.1 FIT 電源または FIP 電源が疑われる場合の問い合わせの受領』で照会メールを受領後、本機関に対して異議を申し立てるか否かを検討し、異議がある場合は 5 営業日以内に容量提供事業者または差替先電源等提供者から異議を申し立ててください。

5 営業日以内に異議申し立てされない場合、本機関が当該の電源等を FIT 電源または FIP 電源として登録し、強制的に市場退出とします。

2.5.2.2 (FIT 電源または FIP 電源でない場合) 異議申立

FIT 電源または FIP 電源ではないとして異議を申し立てる場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

以下に該当する電源に対しても問い合わせメールが送付されている可能性があります。以下に該当する電源等は容量オークションへの参加登録を認めていることから、異議申立を行ってください。

- ・混焼バイオマスで、FIT 買取対象以外の部分（非 FIT 相当分）がある場合（非 FIT 相当分を登録可能）
- ・石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源が認定上のバイオマス比率をゼロに変更する場合（全量を非 FIT 相当分として登録可能）
- ・バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が、新たに買取上限の設定を申請する場合（非 FIT 相当分を登録可能）

また、提出する書類はないが異議申立を行いたい等の事情がある場合は、以下の宛先にメールを送付することにより異議申立を行うことも可能です。

宛先： 電力広域的運営推進機関 異議申立係 youryou_rikuase@occto.or.jp

（FIT 電源または FIP 電源でない場合の）異議申立（仮申込）

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、異議を申し立てたい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「提出書類（追加）」欄の「ファイル選択」をクリックして特定契約終了の証明書など異議の根拠となる書類をアップロードします（4MB 以下の PDF ファイルとすること）。また、「変更理由」欄には「FIT 電源または FIP 電源に係る異議申立」と入力してください（図 2-46、表 2-12 参照）。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ実行ボタンをクリックします。なお、この段階では仮申込の状態であり、異議申立は完了していませんので注意してください。

注：異議の根拠となる書類のファイル名について

異議の根拠となる書類は PDF フォーマットで作成し、ファイル名は「FIT 電源または FIP 電源の異議申立書類（書類名）_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号.pdf」としてください。

例）ファイル名：

FIT 電源または FIP 電源の異議申立書類（特定契約終了証明書）_〇〇株式会社
_2027_0123456789_.pdf

対象実需給年度

電源等識別番号

（FIT 電源または FIP 電源でない場合の）異議申立（本申込）

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、異議申立したい電源等情報の条件を

入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。なお、本機関は受付後、FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査を行います。審査後には審査合格または不合格を、別途メールにて通知いたします。不合格の通知を受けた事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

詳細情報一覧

新規追加

削除	装置	号機単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	変更
☐	1	1号機	11121	再生可能エネルギー	風力	10,000	2008/01 経過措置対象	変更

アップロードする提出ファイルを選択してください。

ファイル選択

ファイルが選択されていません。

ファイル選択

ファイルが選択されていません。

ファイル選択

ファイルが選択されていません。

ファイル選択

ファイルが選択されていません。

ファイル選択

ファイルが選択されていません。

特定契約終了の証明書などを「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

提出書類 (追加)

登録済提出書類一覧

削除	No.	提出書類名
☐	1	使用能技術会誌11.pdf

金角または半角文字で入力してください。

① 変更理由 *

確認

図 2-46 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-12 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（FIT 電源の異議申立）

No.	項目	記入内容
①	変更理由	「FIT 電源または FIP 電源に係る異議申立」と記入。また、具体的な異議申立の理由を文章で記入していただくことも可能です。 以下に該当する場合、必ずどの場合に該当するかを記入してください。 ・ 混焼バイオマスで、FIT 買取対象以外の部分（非 FIT 相当分）がある場合（非 FIT 相当分を登録可能） ・ 石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源が認定上のバイオマス比率をゼロに変更する場合（全量を非 FIT 相当分として登録可能）

No.	項目	記入内容
		・ バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が、新たに買取上限の設定を申請する場合（非 FIT 相当分を登録可能）

2.5.3 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（合格）

本項では、FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果について説明します（図 2-47 参照）。FIT 電源の異議申立後、本機関が内容を確認した結果、FIT 電源または FIP 電源の異議申立が認められた場合、容量提供事業者または差替先電源等提供者は合格通知を受領します。

2.5.3.1 合格通知の受領（FIT 電源または FIP 電源の異議申立）

2.5.3 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る
審査結果の受領（合格）

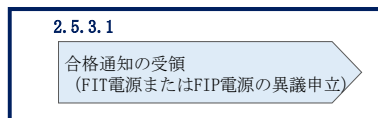


図 2-47 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（合格）

2.5.3.1 合格通知の受領（FIT 電源または FIP 電源の異議申立）

異議申立に係る審査に合格し、FIT 電源または FIP 電源ではなかったことが確認された旨のメールが送付されます。

2.5.4 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（不合格）

本項では、FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果について説明します（図 2-48 参照）。FIT 電源または FIP 電源の異議申立後、本機関が内容を確認した結果、FIT 電源または FIP 電源の異議申立が認められなかった場合、容量提供事業者または差替先電源等提供者は不合格通知を受領します。

2.5.4.1 不合格通知の受領（FIT 電源または FIP 電源の異議申立）

2.5.4 FIT電源またはFIP電源の異議申立に係る
審査結果の受領（不合格）

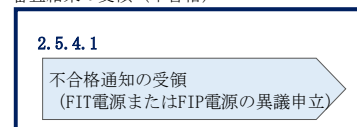


図 2-48 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（不合格）

2.5.4.1 不合格通知の受領（FIT 電源または FIP 電源の異議申立）

異議申立に係る審査に不合格となった旨のメールが送付されます。不合格通知を受領後、審査結果に再度異議がある場合は5営業日以内に異議を申し立ててください。

5営業日以内に異議申し立てされない場合、本機関が当該の電源等を FIT 電源または FIP 電源として登録します。

注：FIT 電源または FIP 電源の市場退出における対応について

本機関は、FIT 電源または FIP 電源として登録された電源を強制的に市場退出させ、経済的ペナルティを科します。加えて、容量オークションへの参加が認められない電源を応札することは悪質な行為であるため、当該 FIT 電源または FIP 電源で容量確保契約を締結した容量提供事業者を参入ペナルティの対象とする可能性があります。

2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出

本節では、事業者の退出表明に基づく実需給前の市場退出手続きについて、以下の流れで説明します（図 2-49 参照）。

2.6.1 市場退出の表明

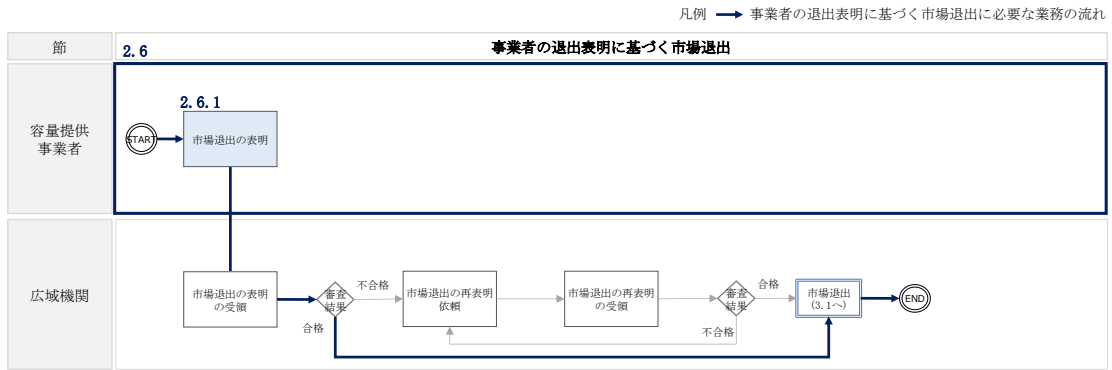


図 2-49 事業者の退出表明に基づく市場退出の詳細構成

2.6.1 市場退出の表明

本項では、事業者の都合による市場退出の表明に係る手続きを説明します（図 2-50 参照）。

2.6.1.1 退出表明の登録

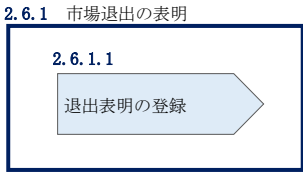


図 2-50 市場退出の表明

2.6.1.1 退出表明の登録

市場退出の表明にあたっては、全量退出か部分退出か、電源等差替を実施済か否かによって提出書類が異なりますので、表 2-13 を参照してください。

表 2-13 市場退出に伴う差替元電源としての提出書類について

退出する容量	期待容量等算定諸元一覧の 提出要否	差替容量等算定諸元一覧の 提出要否
全量退出	提出不要	電源等差替を実施していない場合、提出不要
		電源等差替を実施している場合、容量確保契約容量の全量が解約されるため、 <u>電源等差替の取消手続きが必要</u> （差替容量等算定諸元一覧の提出は不要） 電源等差替の取消手続きについては、『業務マニュアル 電源等差替編』の第3章3節を参照してください。
部分退出	提出必要	電源等差替を実施していない場合、提出不要
		電源等差替を実施している場合、 <u>必要に応じて差替容量等算定諸元一覧の提出および電源等差替の変更手続きが必要</u> （発動指令電源の場合は差替容量等算定諸元一覧の提出は不要） 電源等差替の変更手続きについては、『業務マニュアル 電源等差替編』の第3章2節を参照してください。

退出表明の登録

市場からの退出表明は、「ペナルティ要素情報登録画面」にて行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量確保契約」から、「容量確保契約情報管理」リンクをクリックして、「契約書一覧画面」へ進みます。

容量市場システム「契約書一覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する契約番号が表示されますので、対象となる契約番号を選択し、「契約書詳細参照」ボタンをクリックしてください。「契約書詳細参照」ボタンをクリック後、「契約書詳細画面」へ進みます。

容量市場システム「契約書詳細画面」の「対象契約電源等情報一覧」から退出する対象となる電源等情報を選択し、「ペナルティ登録」ボタンをクリックします。

「契約書詳細画面」で「ペナルティ登録」ボタンをクリックすると、「ペナルティ要素情報登録画面」へ進みますので、「ペナルティ要素情報登録画面」の事業者入力項目を入力し、「実行」ボタンをクリックします（図 2-51 参照）。

「表示内容の確認画面」にて入力内容を確認し、入力内容に誤りがない場合は「OK」ボタンをクリックします。

入力が適切に行われている場合は、市場退出表明が完了となり、事業者に退出表明の登録完了の通知がメールにて送付されます。

システム上で退出表明を登録した事業者に対して、速やかに本機関から市場退出に必要な書類（市場退出表明書等）を送付します。市場退出表明書に市場退出に至った経緯や理由を記載していただき、その記載内容をもとに市場退出可否を本機関にて判断します。また、詳細な状況を把握するため追加で資料の提出を求める場合があります。

退出と判断された場合、第3章の作業を実施します。また、並行して請求金額を確認します（詳細は、3.3を参照してください）。

本機関による市場退出可否判断、請求金額に異議がある場合は、本機関からのメールに返信する形で異議申立を実施してください。

注1：申込完了メールについて

申込完了メールには、退出表明の登録を受け付けた旨が記載されています。
 登録された退出区分および退出容量に不備がある場合、本機関は事業者はその旨を通知します。通知を受けた事業者は速やかに、退出の再表明をしてください。

注2：市場退出表明書の再提出について

本機関にて市場退出表明書の内容を確認した結果、不備があった場合は再提出を求める場合があります。

図 2-51 「ペナルティ要素情報登録画面」の画面イメージ

表 2-14 ペナルティ要素情報登録画面での入力項目

No.	記載項目	記載内容
①	ペナルティ要素内容	「事業者都合による市場退出」のみが選択可
②	ペナルティ要素内容詳細	退出理由を具体的に入力
③	退出区分	「全量退出」または「部分退出」より選択 ※部分退出を選択する場合、必ず期待容量等算定諸元一覧を提出してください。
④	退出容量[kW]	市場退出する電源等の容量を半角数字で入力

（部分退出の場合）期待容量等算定諸元一覧の提出

『業務マニュアル メインオークションへの応札・容量確保契約の締結編』の2章1節2項「応札容量確認資料の作成」を参照し、容量を提供する電源等の区分毎に期待容量等算定諸元一覧を作成してください。なお、発動指令電源の場合は期待容量等算定諸元一覧の提出は不要です。

注：期待容量等算定諸元一覧のファイル名称について

期待容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧および応札時に提出した期待容量等算定諸元一覧と区別できるよう、必ず部分退出後の期待容量等算定諸元一覧のファイル名は「エリア_部分退出_電源等識別番号.xlsx」としてください。

例) 東京_部分退出_0123456789.xlsx
 └───┬──────────┘
 エリア 電源等識別番号

作成後、期待容量等算定諸元一覧を容量市場システムに提出してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックし、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。次に「期待容量情報一覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源等の「期待容量番号」リンクが「期待容量情報一覧」に表示されますので、リンクをクリックして「期待容量情報詳細画面」へ進みます。

注：過去に提出した期待容量等算定諸元一覧について

「期待容量情報詳細画面」で過去に提出した期待容量等算定諸元一覧は削除しないでください。

「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「期待容量情報変更申込画面」へ進みます。「期待容量情報登録申込画面」で「変更後期待容量」および「変更理由」を入力後、「ファイル選択」ボタンをクリックし、期待容量等算定諸元一覧をアップロードしたら、「確認」ボタンをクリックして「期待容量情報変更申込確認画面」に進みます（図 2-52 参照）。

「期待容量情報変更申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量変更申込画面」に戻ります。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」にて内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」にて「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

[illegible]

表 2-15 「期待容量情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	入力内容
①	期待容量[kW]	入力不要（変更不可） ※登録した期待容量が自動的に表示されます
②	変更後期待容量[kW]	市場退出表明後の期待容量を半角数字で入力
③	変更理由	「部分退出したため」と記入

2.7 供給指示に関する給電申合書等の締結

本節では、供給指示に関する給電申合書等の写しのシステムへの提出（登録）手続きについて説明します。

2.7.1 供給指示に関する給電申合書等締結済の登録（給電申合書等の提出）

本項では、供給指示に関する給電申合書等の写しのシステムへの提出（登録）手続きについて説明します（図 2-53 参照）。

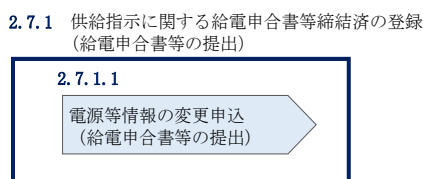


図 2-53 給電申合書等締結済の登録（給電申合書等の写しの提出）

2.7.1.1 電源等情報の変更申込（給電申合書等の提出）

供給指示に関する給電申合書等を締結している場合、給電申合書等の写しを PDF ファイル（4MB 以下とすること）にして、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にアップロードすることにより、本機関へ給電申合書等の写しを提出してください。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

電源等情報の変更申込（給電申合書等の提出）（仮申込）

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

「電源等情報一覧」に登録済の電源等情報が表示されるので、給電申合書等の写しを提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「提出書類（追加）」欄の「ファイル選択」をクリックして給電申合書等の写しをアップロードします。また、「変更理由」欄には「給電申合書等の写しの提出」と記入してください。記入後、内容を確認し「確認」ボタンをクリック後、「実行」ボタンをクリックします（図 2-54 参照）。なお、この段階で

は仮申込の状態であり、給電申合書等の写しの提出は完了していませんので注意してください。

注：給電申合書等の写しのファイル名について

給電申合書等の写しはPDF フォーマットで作成し、ファイル名は「給電申合書等_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号.pdf」としてください。

例) ファイル名： 給電申合書等_〇〇株式会社_2027_0123456789.pdf

対象実需給年度 電源等識別番号

電源等情報の変更申込（給電申合書等の提出）（本申込）

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査管理画面」へ進みます。

「電源等情報審査管理画面」の電源等区分を選択後、給電申合書等の写しを提出したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は給電申合書等の写しが提出されているかを審査します。審査後には審査合格または不合格を別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた場合、事業者は速やかに、審査コメントに記載されている不合格理由を確認したのち給電申合書等の写しを再提出してください。

図 2-54 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-16 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（給電申合書等の提出）

No.	項目	記入内容
①	変更理由	・ 給電申合書等を締結済の場合 「給電申合書等の写しの提出」と記入

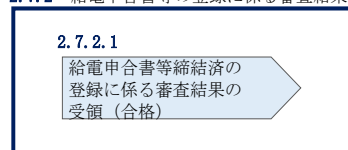
2.7.2 供給指示に関する給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領

本項では、給電申合書等締結済の登録申込に対する審査結果について説明します（図 2-55 参照）。容量提供事業者は、本機関から給電申合書等締結済の登録申込に対する審査結果を受領します。

2.7.2.1 給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

2.7.2.2 給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.7.2 給電申合書等の登録に係る審査結果の受領



2.7.2 給電申合書等の登録に係る審査結果の受領

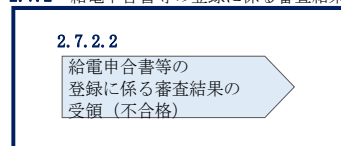


図 2-55 給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領

2.7.2.1 給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

本機関による審査に合格した場合、事業者には電源等情報が登録された旨がメールにて送付されますので、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されます。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

2.7.2.2 給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。必要に応じて、給電申合書等の締結期限内に給電申合書等締結済の登録（給電申合書等の提出）に係る再申込を行ってください。

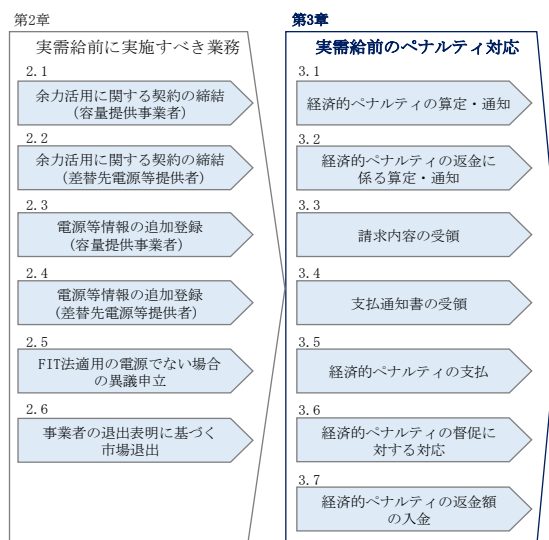
なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示さ

れます。「詳細」リンクをクリックして「電源等情報審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

- 3.1 経済的ペナルティの算定・通知
- 3.2 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知
- 3.3 請求内容の受領
- 3.4 支払通知書の受領
- 3.5 経済的ペナルティの支払
- 3.6 経済的ペナルティの督促に対する対応
- 3.7 経済的ペナルティの返金額の入金



3.1 経済的ペナルティの算定・通知

- 3.1.1 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認
- 3.1.2 ペナルティ通知書の異議申立
- 3.1.3 再検討結果の通知の受領

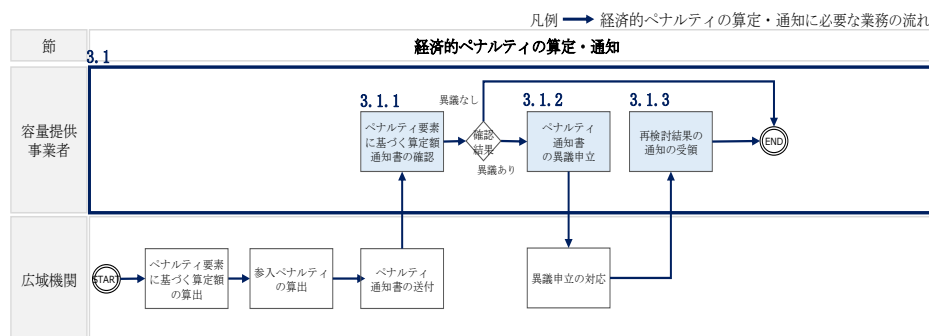


図 3-2 経済的ペナルティの算定・通知の詳細構成

3.1.1 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認

本項では、ペナルティ要素に基づく算定額通知書（以下、ペナルティ通知書）を本機関から受領した際の手続きについて説明します。（図 3-3 参照）

3.1.1.1 ペナルティ通知書内容の確認

3.1.1.1 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認

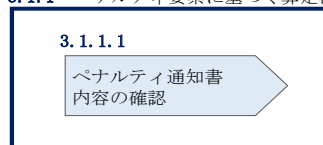


図 3-3 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認

3.1.1.1 ペナルティ通知書内容の確認

本機関が容量市場システムにてペナルティ通知書を発行後、事業者にはペナルティ通知書が発行された旨がメールにて送付されますので、ペナルティ通知書の内容を確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「ペナルティ要素」から、「ペナルティ要素情報管理」をクリックして、「ペナルティ要素情報一覧画面」へ進みます。

容量市場システム「ペナルティ要素情報一覧画面」にて、実需給年度およびペナルティ要素に基づく算定額通知書発行の通知メールに記載されている「確認対象」項目のペナルティ要素管理番号を入力し、「検索」ボタンをクリックします。

ペナルティ要素情報一覧にペナルティ対象となる電源等情報が表示されますので、「ペナルティ要素管理番号」のリンクをクリックし、「ペナルティ要素情報詳細画面」へ進みます。

「ペナルティ要素情報詳細画面」に登録されたペナルティ要素情報を確認のうえ、「ペナルティ要素情報詳細画面」の「通知書 PDF 出力」ボタンをクリックし、ペナルティ通知書の内容を確認してください（図 3-4、表 3-1 参照）。

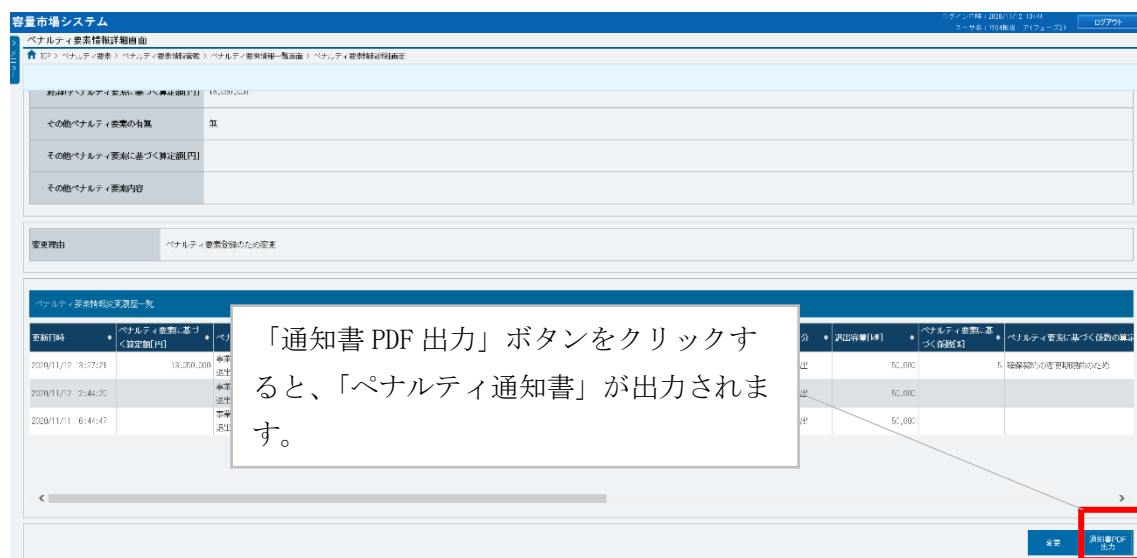


図 3-4 「ペナルティ要素情報詳細画面」の画面イメージ

表 3-1 ペナルティ通知書の記載項目

No.	記載項目	記載内容
1	発行日	本機関が当ペナルティ通知書を発行した日付
2	通知書番号	ペナルティ通知書の管理番号
3	ペナルティ要素に基づく算定額	経済的ペナルティ要素に基づく算定額および その他ペナルティ要素に基づく算定額の合計
4	契約番号	容量市場システムに登録されている契約番号
5	実需給年度	実需給を実施する想定であった年度
6	事業者コード	各事業者に付与されている番号
7	参加登録申請者名	参加登録を申請した事業者の名称
8	容量を提供する電源等の区分	市場退出表明時に登録された容量を提供する 電源等の区分
9	電源等識別番号	市場退出表明時に登録された電源等識別番号
10	電源等の名称	市場退出表明時に登録された電源等の名称
11	契約単価[円/kW]	市場退出表明時に登録された契約単価[円/kW]
12	容量確保契約容量[kW]	容量確保契約容量[kW]
13	ペナルティ要素管理番号	ペナルティ要素情報の管理番号
14	ペナルティ要素内容	「事業者都合による市場退出」など経済的ペナ ルティの発生理由
15	ペナルティ要素内容詳細	上記経済的ペナルティの発生理由の詳細
16	退出区分	全量退出、部分退出、退出なし何れかの退出区 分
17	退出容量[kW]	市場退出表明時に登録した退出容量
18	ペナルティ要素に基づく係数 [%]	ペナルティ要素内容に応じた経済的ペナルテ ィ算出の割合
19	ペナルティ要素に基づく係数の 算定根拠	上記係数に至った根拠
20	経済的ペナルティ要素に基づく 算定額 [円]	上記ペナルティ要素によって算定された経済 的ペナルティの金額
21	その他ペナルティ要素の有無	経済的ペナルティ以外のペナルティが存在す るか
22	その他ペナルティ要素に基づく 算定額 [円]	上記ペナルティが存在する場合の算定金額
23	その他ペナルティ要素内容	経済的ペナルティ以外のペナルティの内容

3.1.2 ペナルティ通知書の異議申立

本項では、本機関から送付されたペナルティ通知書の内容に対する異議申立について説明します（図 3-5 参照）。

3.1.2.1 異議申立メールの送付

3.1.2 変更契約書または 解約合意書の異議申立

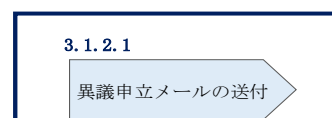


図 3-5 ペナルティ通知書の異議申立

3.1.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から送付されたペナルティ通知書に対して、ペナルティ通知書発行通知受領日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-2 参照）。

注：異議申立期限について

例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

表 3-2 ペナルティ通知書についての異議申立メール記載事項

メール項目	内容
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	・事業者コード ・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称） ・契約番号 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・ペナルティ通知書番号 ・ペナルティ要素管理番号 ・異議申立の内容

3.1.3 再検討結果の通知の受領

本項では、異議申立に対する再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-6 参照）。

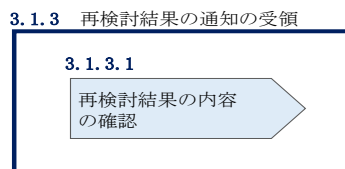


図 3-6 再検討結果の通知の受領

3.1.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、検討結果をメールにて通知しますので検討結果の内容を確認してください。

なお、検討結果によりペナルティ通知書が再発行される場合があります。再発行されたペナルティ通知書の確認方法は『3.1.1.1 ペナルティ通知書内容の確認』を参照してください。

注：異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて

異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

3.2 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知

本節では、経済的ペナルティの返金に係る算定・通知について以下の流れで説明します（図 3-7 参照）。

- 3.2.1 ペナルティ返金額通知書の確認
- 3.2.2 ペナルティ返金額通知書の異議申立
- 3.2.3 再検討結果の通知の受領

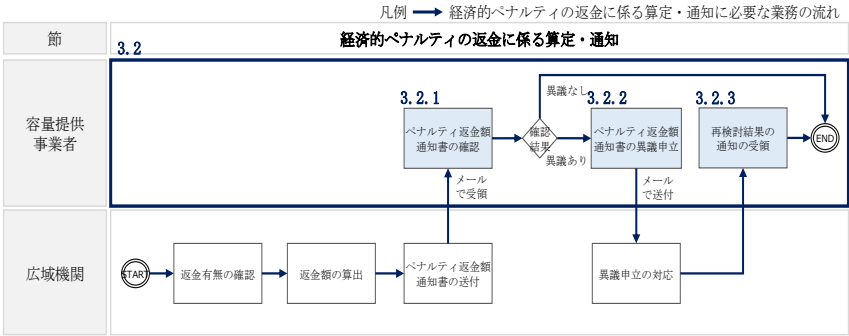


図 3-7 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知の詳細構成

3.2.1 ペナルティ返金額通知書の確認

本項では、ペナルティ返金額通知書を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-8 参照）。

3.2.1.1 ペナルティ返金額通知書内容の確認

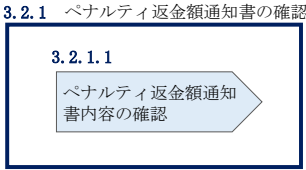


図 3-8 ペナルティ返金額通知書の確認

3.2.1.1 ペナルティ返金額通知書内容の確認

経済的ペナルティの返金対象となる容量提供事業者に対して、本機関がペナルティ返金額通知書を作成後、メールにて送付されます。

ペナルティ返金額通知書を受領後、以下記載項目を参照し、ペナルティ返金額通知書の内容を確認してください（表 3-3 参照）。

注：ペナルティ返金額通知書の送付メールアドレスについて

ペナルティ返金額通知書は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

表 3-3 ペナルティ返金額通知書の記載項目

No.	記載項目	記載内容
1	発行日	本機関が当ペナルティ返金額通知書を発行した日付
2	返金通知書番号	ペナルティ返金額通知書の管理番号
3	ペナルティ返金額[円]	本機関で算定した経済的ペナルティの返金額
4	返金区分	返金に至った経緯を以下の3パターンから記載 ①調達オークション非開催のため ②調達オークションの約定価格がメインオークションの約定価格を下回るため ③調達オークションとメインオークションの約定価格の差額がメインオークション約定価格の5%を下回るため
5	ペナルティ要素に基づく算定額	ペナルティ通知書に記載されている経済的ペナルティ額
6	メインオークション約定価格	メインオークションの約定価格
7	調達オークション約定価格	調達オークションが実施された場合の約定価格
8	退出容量[kW]	市場退出表明時に登録した退出容量
9	契約番号	容量市場システムに登録されている契約番号
10	実需給年度	実需給を実施する想定であった年度
11	事業者コード	各事業者に付与されている番号
12	参加登録申請者名	参加登録を申請した事業者の名称
13	容量を提供する電源等の区分	市場退出表明時に登録された容量を提供する電源等の区分
14	電源等識別番号	市場退出表明時に登録された電源等識別番号
15	電源等の名称	市場退出表明時に登録された電源等の名称
16	契約単価[円/kW]	市場退出表明時に登録された契約単価[円/kW]
17	容量確保契約容量[kW]	容量確保契約容量[kW]
18	ペナルティ要素に基づく算定額 通知書番号	ペナルティ通知書に記載されている管理番号

3.2.2 ペナルティ返金額通知書の異議申立

本項では、本機関から送付されたペナルティ返金額通知書の内容に対する異議申立について説明します（図 3-9 参照）。

3.2.2.1 異議申立メールの送付

3.2.2 ペナルティ返金額通知書の異議申立

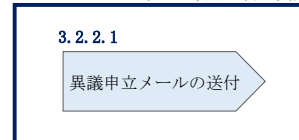


図 3-9 ペナルティ返金額通知書の異議申立

3.2.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から送付されたペナルティ返金額通知書に対して、ペナルティ返金額通知書受領日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-4 参照）。

注：異議申立期限について

例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

表 3-4 ペナルティ返金額通知書についての異議申立メール記載事項

メール項目	内容
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	・事業者コード ・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称） ・契約番号 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・ペナルティ返金額通知書番号 ・異議申立の内容

3.2.3 再検討結果の通知の受領

本項では、再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します
(図 3-10 参照)。

3.2.3.1 再検討結果の内容の確認

3.2.3 再検討結果の通知の受領

3.2.3.1

再検討結果の内容の確認

図 3-10 再検討結果の通知の受領

3.2.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、検討結果をメールにて通知しますので検討結果の内容を確認してください。

なお、検討結果によりペナルティ返金額通知書が再発行される場合があります。再発行されたペナルティ返金額通知書の確認方法は『3.2.1.1 ペナルティ返金額通知書内容の確認』を参照してください。

注：異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて

異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

3.3 請求内容の受領

本節では、請求内容の受領について以下の流れで説明します（図 3-11 参照）。
 なお、請求内容については、変更契約書または解約合意書に記載した形で通知します。確認後、変更契約書または解約合意書については締結手続と経済的ペナルティの支払手続が必要となります。契約書締結の詳細については、「業務マニュアル応札契約締結編」を参照してください。経済的ペナルティの支払いについては、3.5を参照してください。

3.3.1 請求内容の確認

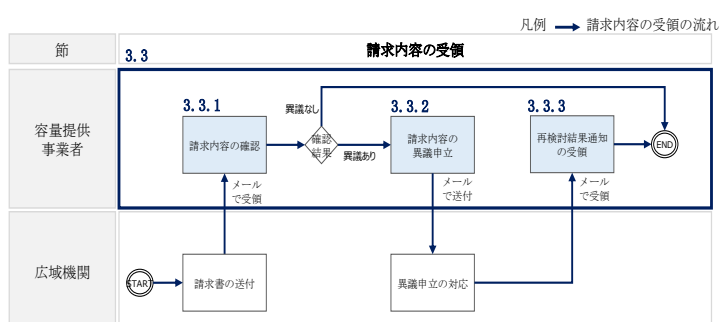


図 3-11 請求内容の受領の詳細構成

3.3.1 請求内容の確認

本項では、請求内容を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-12 参照）。

3.3.1.1 請求内容の確認

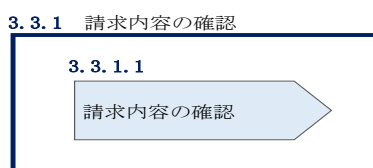


図 3-12 請求内容の確認

3.3.1.1 請求内容の確認

請求内容は本機関作成後、メールにて送付されます。

請求内容を受領後、以下記載項目を参照し、内容を確認してください（表 3-5、表 3-6 参照）

注：請求書の送付メールアドレスについて

請求書は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

表 3-5 請求内容の記載項目（解約合意書）

No.	記載項目	記載内容
1	容量提供事業者	請求対象の事業者名および事業者コード
2	実需給年度	請求対象ペナルティの実需給年度
3	解約日	解約合意書の発効日
4	退出容量[kW]	市場退出する電源等の容量[kW]
5	経済的ペナルティ[円]	請求金額
6	ペナルティ振込先	各事業者が振込を実施する広域機関口座情報

表 3-6 請求内容の記載項目（変更契約書）

No	記載項目	記載内容
1	容量提供事業者	請求対象の事業者名および事業者コード
2	実需給年度	請求対象ペナルティの実需給年度
3	容量確保契約容量[kW] (変更前)	変更契約締結前の容量確保契約容量[kW]
4	容量確保契約容量[kW] (変更後)	変更契約締結後の容量確保契約容量[kW]
5	容量確保契約金額[円] (変更前)	変更契約締結前の容量確保契約金額[円]
6	容量確保契約金額[円] (変更後)	変更契約締結後の容量確保契約金額[円]
7	経済的ペナルティ[円]	請求金額
8	ペナルティ振込先	各事業者が振込を実施する広域機関口座情報

3.4 支払通知書の受領

本節では、支払通知書の受領について以下の流れで説明します（図 3-13 参照）。

3.4.1 支払通知書の確認

3.4.2 支払通知書の異議申立

3.4.3 再検討結果の通知の受領

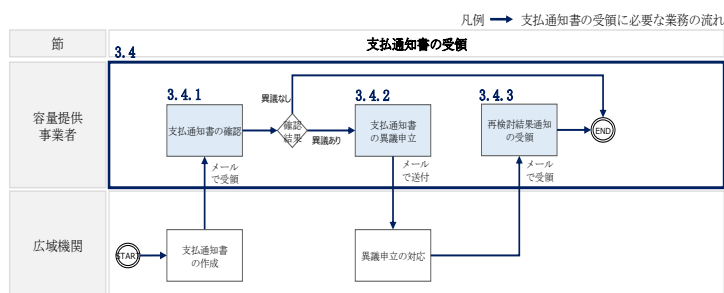


図 3-13 支払通知書の受領の詳細構成

3.4.1 支払通知書の確認

本項では、支払通知書を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-14 参照）。

3.4.1.1 支払通知書内容の確認

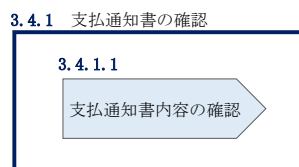


図 3-14 支払通知書の確認

3.4.1.1 支払通知書内容の確認

支払通知書は本機関作成後、メールにて送付されます。

支払通知書を受領後、以下記載項目を参照し、請求書の内容を確認してください（表 3-7 参照）。

注：支払通知書の送付メールアドレスについて

支払通知書は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

表 3-7 支払通知書の記載項目および確認観点

ID	ページ	記載項目	確認観点
1	本紙	支払通知書番号または請求書番号	-
2		支払通知書発行日または請求書発行日	-
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4		事業者コード	
5		事業者登録番号	適格請求書発行事業者として登録している番号と相違ないことを確認してください
6		件名	記載内容を確認してください
7		支払金額（税込）または請求金額（税込）	明細における各電源の経済的ペナルティ額と容量確保契約金額（各月）をすべて足し合わせた額であることを確認してください ※経済的ペナルティ額、容量確保契約金額（各月）の算定においては、電源等識別番号単位で1円未満の端数を切捨てます
8		支払期日または振込期日	記載内容を確認してください
9		備考	記載内容を確認してください
10	明細	実需給年度・対象月	対象の実需給年度・対象月や取引年月日であることを確認してください
11		取引年月日	
12		電源等識別番号	保有する全ての電源分の明細があることを確認してください
13		通知書番号	
14		電源等の名称	また、通知済みの経済的ペナルティ額算定結果通知書・容量確保契約金額（各月）通知書の内容と一致していることを確認してください
15		取引対象	
16		税抜金額（円）	
17		税区分	記載内容を確認してください
18		備考	
19		合計金額欄	明細の右下に記載されている請求情報・支払情報・それら合計に対応する各合計金額が正しいことを確認してください

3.4.2 支払通知書の異議申立

本項では、本機関から送付された支払通知書の内容に対する異議申立について説明します（図 3-15 参照）。

3.4.2.1 異議申立メールの送付

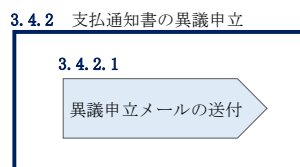


図 3-15 支払通知書の異議申立

3.4.2.1 異議申立メールの送付

事業者は本機関から送付された支払通知書に対して、支払通知書受領日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-8 参照）。

注：異議申立期限について

例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

表 3-8 支払通知書についての異議申立メール記載事項

メール項目	内容
To	youryou_jushin@occto.or.jp
添付ファイル	受領した支払通知書
本文記載事項	・事業者コード ・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称） ・契約番号 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・支払通知書番号 ・異議申立の内容

3.4.3 再検討結果の通知の受領

本項では、再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-16 参照）。

3.4.3.1 再検討結果の内容の確認

3.4.3 再検討結果の通知の受領

3.4.3.1

再検討結果の内容の確認

図 3-16 再検討結果の通知の受領

3.4.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、検討結果をメールにて通知しますので検討結果の内容を確認してください。

なお、検討結果により支払通知書が再発行される場合があります。再発行された支払通知書の確認方法は『3.4.1.1 支払通知書内容の確認』を参照してください。

注：異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて

異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

3.5 経済的ペナルティの支払

本節では、本機関への経済的ペナルティの支払について以下の流れで説明します（図 3-17 参照）。

3.5.1 指定口座への振込

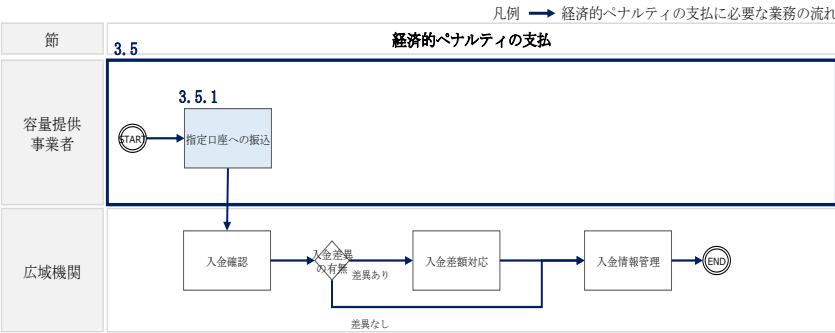


図 3-17 経済的ペナルティの支払の詳細構成

3.5.1 指定口座への振込

本項では、本機関が指定する銀行口座への振込手続きについて説明します（図 3-18 参照）。

3.5.1.1 指定口座への振込

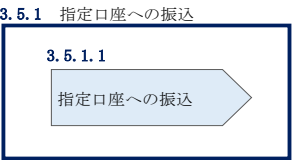


図 3-18 指定口座への振込

3.5.1.1 指定口座への振込

事業者は、請求内容の記載を基に支払期限日までに指定された銀行口座へ請求金額の振込を行ってください。

3.6 経済的ペナルティの督促に対する対応

本節では、経済的ペナルティの督促に対する対応について以下の流れで説明します（図 3-19 参照）。

3.6.1 電話連絡の受領

3.6.2 督促状の受領

3.6.3 内容証明郵便の受領

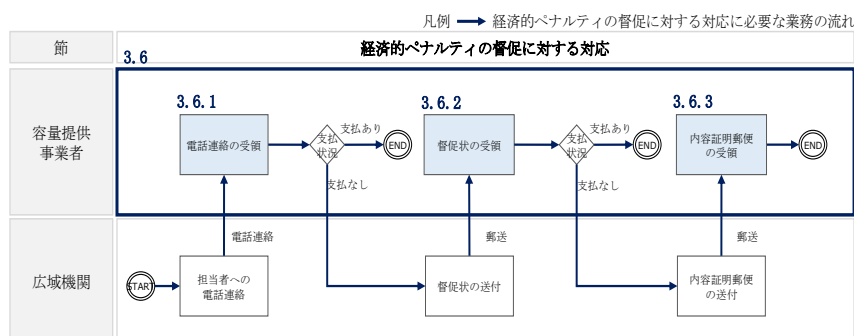


図 3-19 経済的ペナルティの督促に対する対応の詳細構成

3.6.1 電話連絡の受領

本機関より請求されている経済的ペナルティに関して支払期日が超過している場合、本機関から督促の電話連絡をいたします。本項では、督促の電話連絡を受領した際の対応について説明します（図 3-20 参照）。

3.6.1.1 本機関への支払確認

3.6.1.2 確認結果および対応策の報告

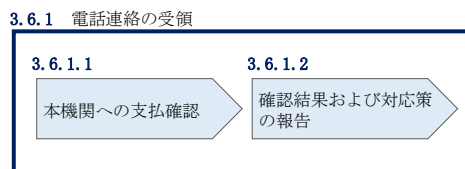


図 3-20 電話連絡の受領

3.6.1.1 本機関への支払確認

事業者は、支払期日が超過している経済的ペナルティに関して、本機関から督促の電話連絡を受領した場合は、本機関への振込を行っているかを確認してください。

3.6.1.2 確認結果および対応策の報告

振込状況を確認した結果、本機関への振込を実施している場合は、振込実施済みの旨をメールで連絡してください。

また、本機関への振込が未了の場合は、本機関へその旨などをメールで連絡してください。

表 3-9 支払確認結果の連絡先

連絡方法	項目	連絡先
メール	To	youryou_jushin@occto.or.jp

3.6.2 督促状の受領

督促の電話連絡を受領したにもかかわらず、振込が完了していない事業者には本機関から督促状が送付されます。本項では、本機関から督促状を受領した際の対応について説明します（図 3-21 参照）。

3.6.2.1 対応策の報告

3.6.2 督促状の受領

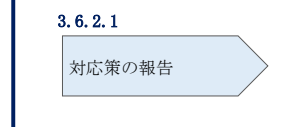


図 3-21 督促状の受領

3.6.2.1 対応策の報告

事業者は、支払期日が超過している経済的ペナルティに関して、本機関から督促状を受領した際、督促状の内容を確認したうえで対応策を策定し、本機関へその内容をメールにて連絡してください。

3.6.3 内容証明郵便の受領

督促状を受領したにもかかわらず、振込が完了していない事業者には本機関から内容証明郵便が送付されます。本項では、本機関から内容証明郵便を受領した際の対応について説明します（図 3-22 参照）。

3.6.3.1 対応策の報告

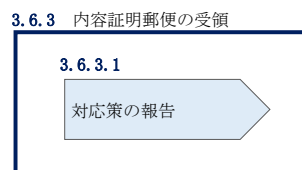


図 3-22 内容証明郵便の受領

3.6.3.1 対応策の報告

事業者は、支払期日が超過している経済的ペナルティに関して、本機関から内容証明郵便を受領した際、内容文書の内容を確認したうえで対応策を策定し、本機関へその内容をメールにて連絡してください。

3.7 経済的ペナルティの返金額の入金

本節では、本機関からの経済的ペナルティの返金額の入金について以下の流れで説明します（図 3-23 参照）。

3.7.1 入金額の確認

3.7.2 入金額の異議申立

3.7.3 再検討結果の通知の受領

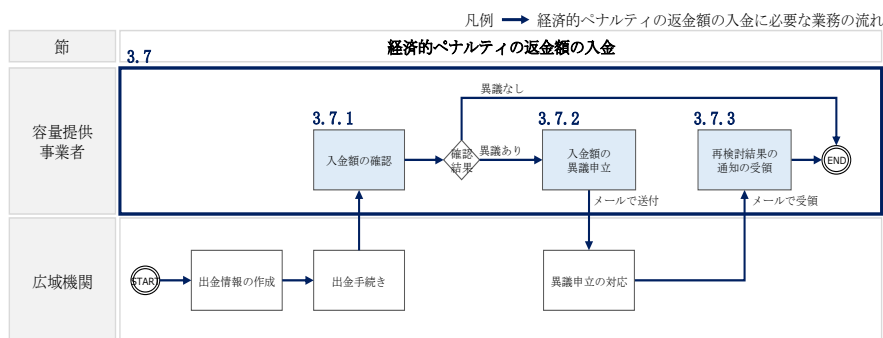


図 3-23 経済的ペナルティの返金額の入金の詳細構成

3.7.1 入金額の確認

本項では、本機関から振り込まれた入金額の確認について説明します（図 3-24 参照）。

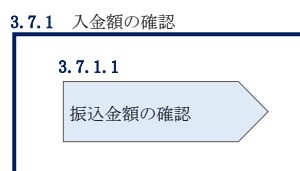


図 3-24 入金額の確認

3.7.1.1 振込金額の確認

事前に送付されている支払通知書に記載の返金額および本機関からの入金額が一致しているかを確認してください。

3.7.2 入金額の異議申立

本項では、本機関から振り込まれた入金額に対する異議申立について説明します（図 3-25 参照）。

3.7.2.1 異議申立メールの送付

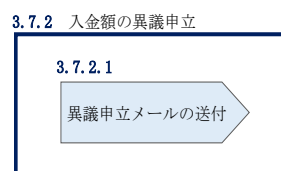


図 3-25 入金額の異議申立

3.7.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から振り込まれた入金額に対して、入金日から 5 営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-10 参照）。

注：異議申立期限について

例えば、4/1（水）が振込日の場合、4/7（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

表 3-10 入金額についての異議申立メール記載項目

メール項目	内容
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	・事業者コード ・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称） ・契約番号 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・支払通知書番号 ・異議申立の内容

3.7.3 再検討結果の通知の受領

本項では、再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-26 参照）。

3.7.3.1 再検討結果の内容の確認

3.7.3 再検討結果の通知の受領

3.7.3.1

再検討結果の内容
の確認

図 3-26 再検討結果の通知の受領

3.7.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、事業者に対して異議申立の検討結果をメールにて通知しますので検討結果の内容を確認してください。

注：異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて

異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

Appendix.1 図表一覧

図 1-1 実需給前の市場退出に関連するスケジュール	4
図 1-2 本業務マニュアルの構成（第1章除く）	6
図 2-1 第2章の構成	11
図 2-2 余力活用に関する契約の締結（容量提供事業者）の詳細構成	12
図 2-3 余力活用に関する契約の締結手続き	12
図 2-4 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼	13
図 2-5 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）	14
図 2-6 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	16
図 2-7 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領	17
図 2-8 電源等情報の調整機能「無」への変更申込	18
図 2-9 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ	21
図 2-10 「電源等詳細情報編集画面」電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ	22
図 2-11 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ	23
図 2-12 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領	24
図 2-13 余力活用に関する契約の締結（差替先電源等提供者）の詳細構成	26
図 2-14 余力活用に関する契約の締結手続き	27
図 2-15 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領	27
図 2-16 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）	28
図 2-17 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領	28
図 2-18 電源等情報の調整機能「無」への変更申込	29
図 2-19 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領	30
図 2-20 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領	30
図 2-21 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）の詳細構成	32
図 2-22 未提出の電源等情報の提出要請の受領	32
図 2-23 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込	33
図 2-24 「電源情報変更申込画面」 安定電源の電源等情報の変更の画面イメージ	36
図 2-25 「電源等詳細情報編集画面」 安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ	38
図 2-26 電源の起動時間のイメージ	39
図 2-27 「電源情報変更申込画面」 変動電源（単独）の電源等情報の変更の画面イメージ	40

図 2-28 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」 変動電源（単独）の電源等情報の変更の画面イメージ.....	40
図 2-29 「電源等詳細情報編集画面」 変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ.....	42
図 2-30 「電源情報変更申込画面」 変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの提出の画面イメージ.....	43
図 2-31 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」 変動電源（アグリゲート）の電源等情報の変更の画面イメージ.....	44
図 2-32 変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの内訳情報を 記載したリスト（EXCEL ファイル）のイメージ.....	45
図 2-33 追加登録に係る審査結果の受領（合格）.....	47
図 2-34 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）.....	48
図 2-35 未提出の電源等情報の提出再要請の受領.....	48
図 2-36 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）の詳細構成.....	49
図 2-37 未提出の電源等情報の提出要請の受領.....	49
図 2-38 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込.....	50
図 2-39 追加登録に係る審査結果の受領（合格）.....	50
図 2-40 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）.....	51
図 2-41 未提出の電源等情報の提出再要請の受領.....	51
図 2-42 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領.....	51
図 2-43 FIT 制度、FIP 制度適用の電源の異議申立の詳細構成.....	53
図 2-44 FIT 電源または FIP 電源に係る問い合わせの受領.....	53
図 2-45 FIT 電源または FIP 電源の異議申立.....	54
図 2-46 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」 電源等情報の変更の画面イメージ.....	58
図 2-47 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（合格）.....	59
図 2-48 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（不合格）.....	60
図 2-49 事業者の退出表明に基づく市場退出の詳細構成.....	61
図 2-50 市場退出の表明.....	61
図 2-51 「ペナルティ要素情報登録画面」の画面イメージ.....	64
図 2-52 「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ.....	67
図 2-53 給電申合書等締結済の登録（給電申合書等の写しの提出）.....	68
図 2-54 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ.....	70
図 2-55 給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領.....	71
図 3-1 第 3 章の構成.....	73
図 3-2 経済的ペナルティの算定・通知の詳細構成.....	74

図 3-3 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認	74
図 3-4 「ペナルティ要素情報詳細画面」の画面イメージ	75
図 3-5 ペナルティ通知書の異議申立	77
図 3-6 再検討結果の通知の受領	78
図 3-7 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知の詳細構成	79
図 3-8 ペナルティ返金額通知書の確認	79
図 3-9 ペナルティ返金額通知書の異議申立	82
図 3-10 再検討結果の通知の受領	83
図 3-11 請求内容の受領の詳細構成	84
図 3-12 請求内容の確認	84
図 3-13 支払通知書の受領の詳細構成	87
図 3-14 支払通知書の確認	87
図 3-15 支払通知書の異議申立	89
図 3-16 再検討結果の通知の受領	90
図 3-17 経済的ペナルティの支払の詳細構成	91
図 3-18 指定口座への振込	91
図 3-19 経済的ペナルティの督促に対する対応の詳細構成	92
図 3-20 電話連絡の受領	92
図 3-21 督促状の受領	93
図 3-22 内容証明郵便の受領	94
図 3-23 経済的ペナルティの返金額の入金の詳細構成	95
図 3-24 入金額の確認	95
図 3-25 入金額の異議申立	96
図 3-26 再検討結果の通知の受領	97
表 1-1 実需給前に実施すべき業務の対象となる電源等	6
表 1-2 市場退出事由の一覧	7
表 2-1 余力活用に関する契約を締結しない合理的な理由（やむを得ない理由）があると認められる例	14
表 2-2 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（余力活用に関する契約の提出）	17
表 2-3 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（調整機能「無」への変更）	23
表 2-4 「電源等情報変更申込画面」 安定電源の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目（電源等情報の追加登録）	37
表 2-5 「電源等詳細情報編集画面」 安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧（電源等情報の追加登録）	39
表 2-6 「電源等情報変更申込画面」 変動電源（単独）の電源等情報（基本情報）の登	

録での入力項目（電源等情報の追加登録）	41
表 2-7「電源等詳細情報編集画面」 変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧（電源等情報の追加登録）	42
表 2-8「電源等情報変更申込画面」 変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの提出での入力項目（電源等情報の追加登録）	43
表 2-9「電源等情報変更申込画面」 変動電源（アグリゲート）の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目（電源等情報の追加登録）	44
表 2-10 変動電源（アグリゲート）小規模変動電源リストの内訳情報の項目一覧	45
表 2-11 電源等情報：変動電源（アグリゲート） 小規模変動電源リストの内訳情報の入力項目一覧（電源等情報の追加登録）	46
表 2-12「電源等情報変更申込画面」での入力項目（FIT 電源の異議申立）	58
表 2-13 市場退出に伴う差替元電源としての提出書類について	62
表 2-14 ペナルティ要素情報登録画面での入力項目	64
表 2-15 「期待容量情報変更申込画面」での入力項目	67
表 2-16「電源等情報変更申込画面」での入力項目（給電申合書等の提出）	70
表 3-1 ペナルティ通知書の記載項目	76
表 3-2 ペナルティ通知書についての異議申立メール記載事項	77
表 3-3 ペナルティ返金額通知書の記載項目	81
表 3-4 ペナルティ返金額通知書についての異議申立メール記載事項	82
表 3-5 請求内容の記載項目（解約合意書）	86
表 3-6 請求内容の記載項目（変更契約書）	86
表 3-7 支払通知書の記載項目および確認観点	88
表 3-8 支払通知書についての異議申立メール記載事項	89
表 3-9 支払確認結果の連絡先	93
表 3-10 入金額についての異議申立メール記載項目	96

Appendix.2 様式一覧

様式 1	ペナルティ要素に基づく算定額通知書
様式 2	ペナルティ返金額通知書
様式 3	請求内容（解約合意書）
様式 4	請求内容（変更契約書）
様式 5	支払通知書

様式1 ペナルティ要素に基づく算定額通知書

発行日： 2020年11月16日
通知書番号： 0000000401-001

ペナルティ要素に基づく算定額通知書

電力広域的運営推進機関

1. ペナルティ要素に基づく算定額

ペナルティ要素に基づく算定額[円]	6,742,500
-------------------	-----------

※ペナルティ要素に基づく算定額は、税抜額です。
※ペナルティ要素に基づく算定額に異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

2. 契約情報詳細

契約番号	0000000046
実需給年度	2034
事業者コード	7Y04
参加登録申請者名	事業者D
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等識別番号	0000001632
電源等の名称	事業者D000_安定 1 2
契約単価[円/kW]	9,300
容量確保契約容量[kW]	50,000

(1/2)

発行日： 2020年11月16日
通知書番号： 0000000401-001

3. ペナルティ要素詳細

ペナルティ要素管理番号	0000000401
ペナルティ要素内容	FIT適用による市場退出
ペナルティ要素内容詳細	〇〇のため部分退出とします
退出区分	部分退出
退出容量[kW]	25,000
ペナルティ要素に基づく係数[%]	5
ペナルティ要素に基づく係数の算定根拠	期限前のため
経済的ペナルティ要素に基づく算定額[円]	6,742,500
その他ペナルティ要素の有無	無
その他ペナルティ要素に基づく算定額[円]	
その他ペナルティ要素内容	

(2/2)

様式2 ペナルティ返金額通知書

発行日: yyyy年MM月dd日
 返金通知書番号: xxxxxxxxxxx-xxx

ペナルティ返金額通知書

電力広域的運営推進機関

1. ペナルティ返金額

ペナルティ返金額[円]	XXXXXXXX
-------------	----------

※ペナルティ返金額は、税抜額です。
 ※ペナルティ返金額に異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

2. ペナルティ返金額情報

返金区分	XXXXXXXX
ペナルティ要素に基づく算定額	XXXXXXXX
メインオークション約定価格	XXXXXXXX
調達オークション約定価格	XXXXXXXX
退出容量[kW]	XXXXXXXX

3. 契約情報およびペナルティ情報詳細

契約番号	XXXXXXXX
実需給年度	XXXXXXXX
事業者コード	XXXXXXXX
参加登録申請者名	XXXXXXXX
容量を提供する電源等の区分	XXXXXXXX
電源等識別番号	XXXXXXXX
電源等の名称	XXXXXXXX
契約単価[円/kW]	XXXXXXXX
容量確保契約容量[kW]	XXXXXXXX
ペナルティ要素に基づく算定額通知書番号	XXXXXXXX

様式3 請求内容（解約合意書）

解約合意書	
下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、以下について合意する。 なお、本合意書に定めない事項については、オークション募集要綱（対象実需給年度 yyyy 年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）によるものとする。	
記	
1. 甲および乙は、yyyy 年 MM 月 dd 日に締結したNNNNNN（以下「原契約」という。）を、次項の解約日をもって終了させ、原契約は将来に向けてその効力を失うものとする。 なお、解約する原契約の容量提供事業者及び実需給年度は以下のとおりとする。	
容量提供事業者	株式会社NNNNNN（XXXX）
実需給年度	yyyy 年度
2. 解約日は以下のとおりとする。	
解約日	年 月 日
3. 甲及び乙は、市場退出に伴う退出容量および経済的ペナルティの金額は以下のとおりであると確認する。甲は、本合意書の締結日の翌月末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金する方法により、経済的ペナルティを支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。	
退出容量[kW]	N, NNN
経済的ペナルティ[円]	N, NNN
ペナルティ振込先	三菱UFJ 銀行 本店 普通預金 NNNNNNN
4. 前3項に関わらず、原契約に関して解約日時点で甲、乙が双方の相手方に対して有する債権および守秘義務については、解約日以降も原契約の効力を失わないものとする。	
5. 市場退出に伴い支払われた経済的ペナルティに関して、容量確保契約約款第13条第2項各号に該当する場合、各号に基づいて算出された金額を乙は甲に返金する。また、返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行地は乙の所在地とする。	
以上、本合意書締結の証として、各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。	
年 月 日 甲：	
乙： 東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関 理事長 大山 力	

様式4 請求内容（変更契約書）

変更契約書		
下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（対象実需給年度 yyyy 年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、甲と乙との間で yyyy 年 MM 月 dd 日に締結したNNNN NN（以下「原契約」という。）を変更することに関し、この変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。 なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。		
記		
1. 甲及び乙は、原契約の容量提供事業者及び実需給年度は、以下のとおりであることを確認する。		
容量提供事業者	株式会社NNNNNN (XXXX)	
実需給年度	yyyy 年度	
2. 甲及び乙は、原契約を以下のとおり変更することに合意する。なお、変更後の電源の内訳は、容量市場システムに登録されているとおりとする。		
	変更前	変更後
容量確保契約容量[kW]	N, NNN	N, NNN
容量確保契約金額[円]	N, NNN	N, NNN
3. 甲及び乙は、市場退出に伴い発生する経済的ペナルティの金額は以下のとおりであることを確認する。甲は、本変更契約の締結日の翌月末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金する方法により、経済的ペナルティを支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。		
経済的ペナルティ[円]	N, NNN	
ペナルティ振込先	三菱UFJ 銀行 本店 普通預金 NNNNNNN	
4. 乙は、前項の経済的ペナルティに関して、容量確保契約約款第13条第2項各号に該当する場合、当該各号に記載する金額を甲に返金する。返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込送金する方法によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行地は乙の所在地とする。		
5. 第3及び第4項の規定は、甲が市場退出に伴って、本変更契約を締結する場合に限り、適用するものとする。		
以上を証するため、本変更契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。		
年 月 日 甲： 乙： 東京都江東区豊洲 6-2-15 電力広域的運営推進機関 理事長 大山 力		

様式 5 支払通知書

支払通知書	
株式会社容量〇〇〇	支払通知書番号 : PN2024041000001-01
	支払通知書発行日 : 〇〇年〇月〇日
事業コード : H001 登録番号（適格請求書発行事業者） : 12345678901234	御中
件名 : 〇〇年度〇月の支払につきまして 下記の通り支払申し上げます。	電力広域的運営推進機関 登録番号（適格請求書発行事業者） : 12345678901234 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
	問い合わせ先 部署 : 〇〇部 電話番号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-Mail : ××××@occto.or.jp
支払金額(税込) : 9,900円	
支払期日 : 〇〇年〇月〇日	
・実際の入金額は支払金額から振込の際の手数料を差し引いた金額となります。 ・通知後5営業日以内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものといたします。 ・支払通知書(明細)のうち、取引対象欄に「*」がついているものは、軽減税率対象となります。	

支払通知書(明細)

支払通知書番号
支払通知書発行日

: PN2024041000001-01
: 〇〇年〇月〇日

支払情報

No.	実需給年度・対象月 取引年月日	電源等識別番号 通知書番号	電源等の名称※1 取引対象	税抜金額(円)	税区分	備考
1	2024年度04月分 2024/04/01-2024/04/30	0000000001 GN2024040000001-01	〇〇〇〇発電所 容量確保契約金額	¥10,000	10%	

請求情報

No.	実需給年度・対象月 取引年月日	電源等識別番号 通知書番号	電源等の名称※1 取引対象	税抜金額(円)	税区分	備考
2	2024年度04月分 2024/04/01-2024/04/30	0000000001 FP2024040000001-01	〇〇〇〇発電所 経済的ペナルティ-実需給期間中※2	¥-500	10%	
3	2025年度 2024/04/10	0000000001 XZ20240400-1	〇〇〇〇発電所 経済的ペナルティ-契約解除※2	¥-500	10%	

※1: 電源等の名称は先頭の一部のみを表示している場合があります

※2: 実需給年度欄の年度の容量確保契約金額の返還

※3: 実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティ

※4: 実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティの返金

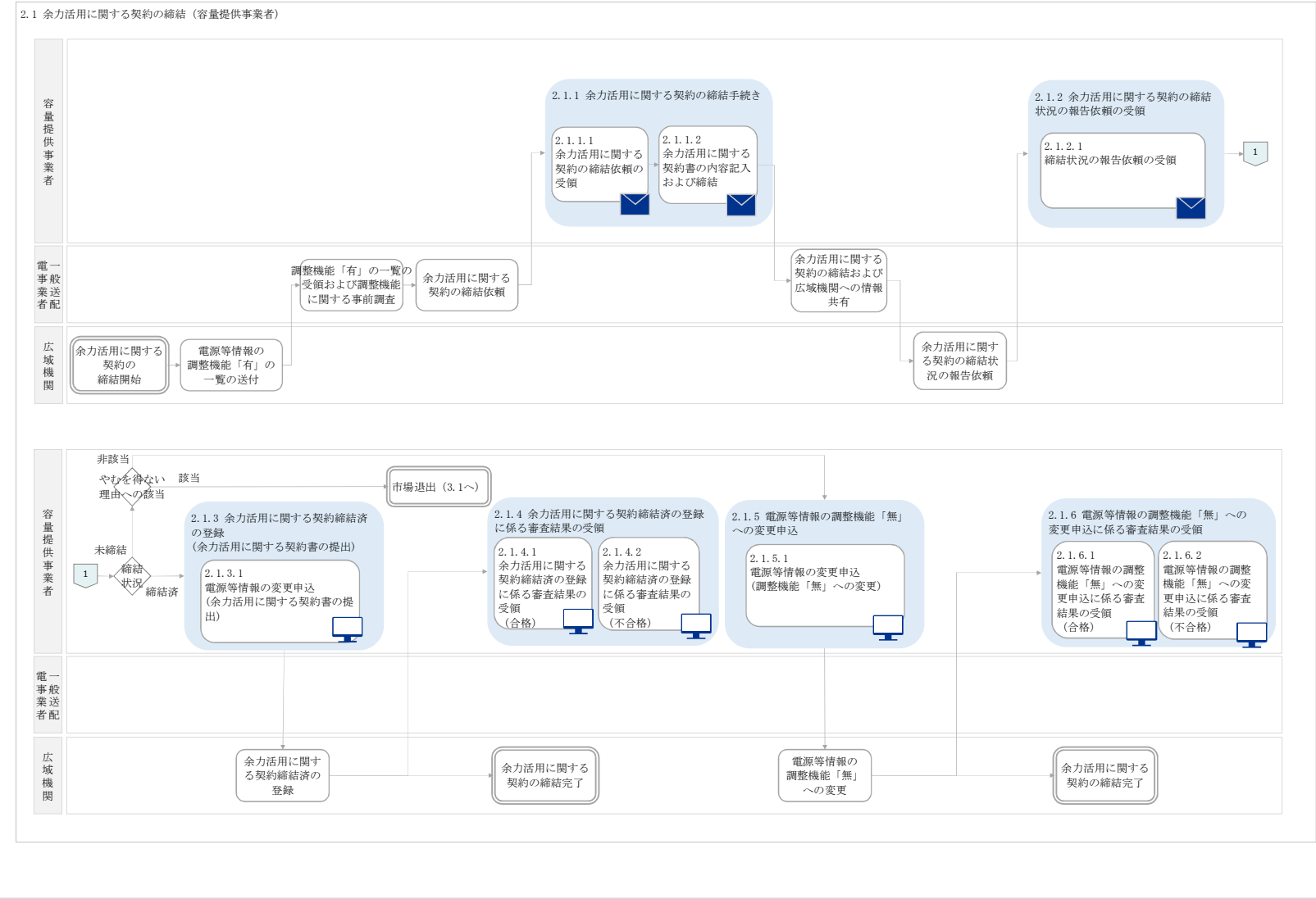
支払情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥10,000	¥1,000	¥11,000
合計金額	¥10,000	¥1,000	¥11,000

請求情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥-1,000	¥-100	¥-1,100
合計金額	¥-1,000	¥-100	¥-1,100

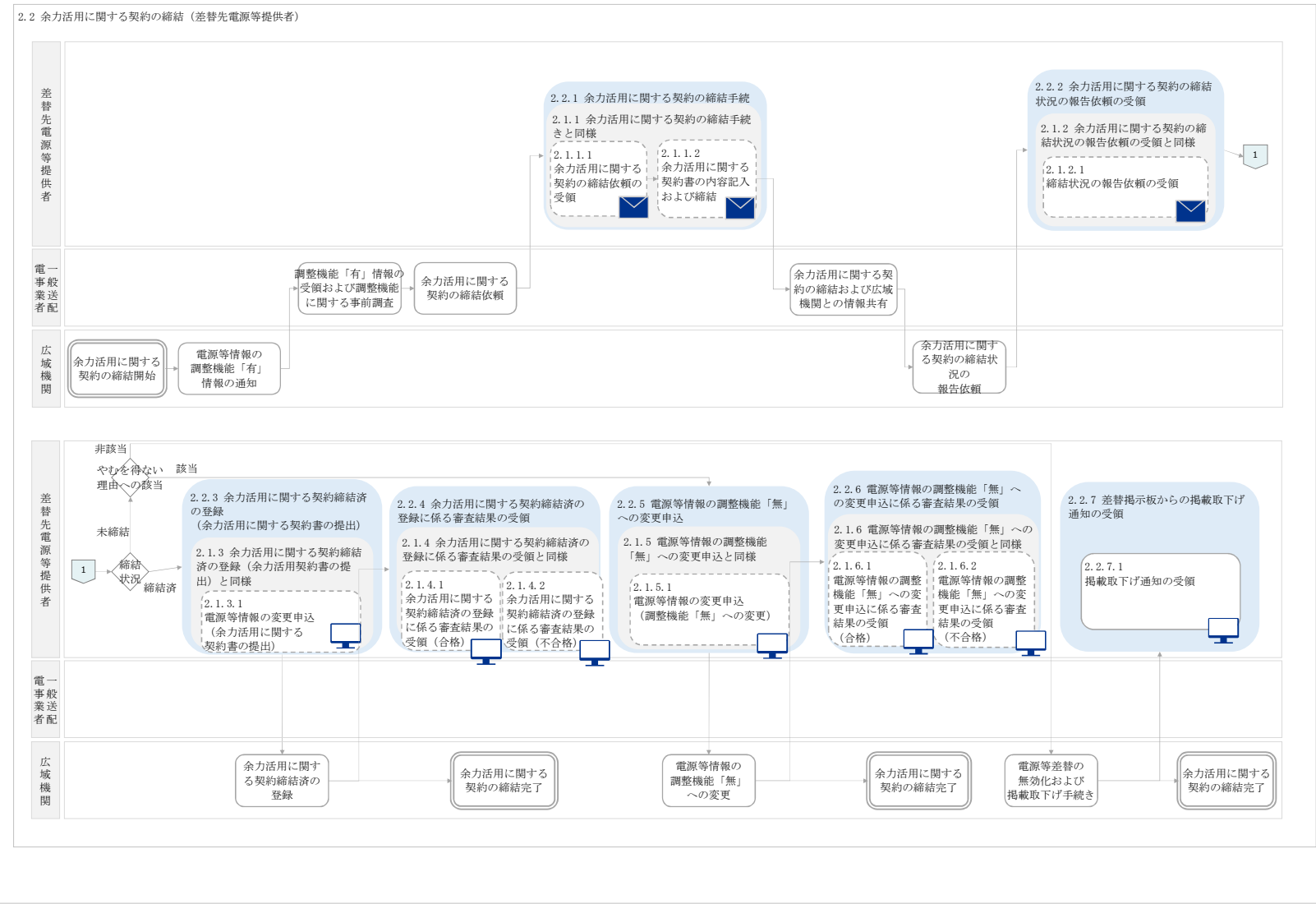
合計	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥9,000	¥900	¥9,900
合計金額	¥9,000	¥900	¥9,900

Appendix.3 業務手順全体図

第2章：実需給前に実施すべき業務



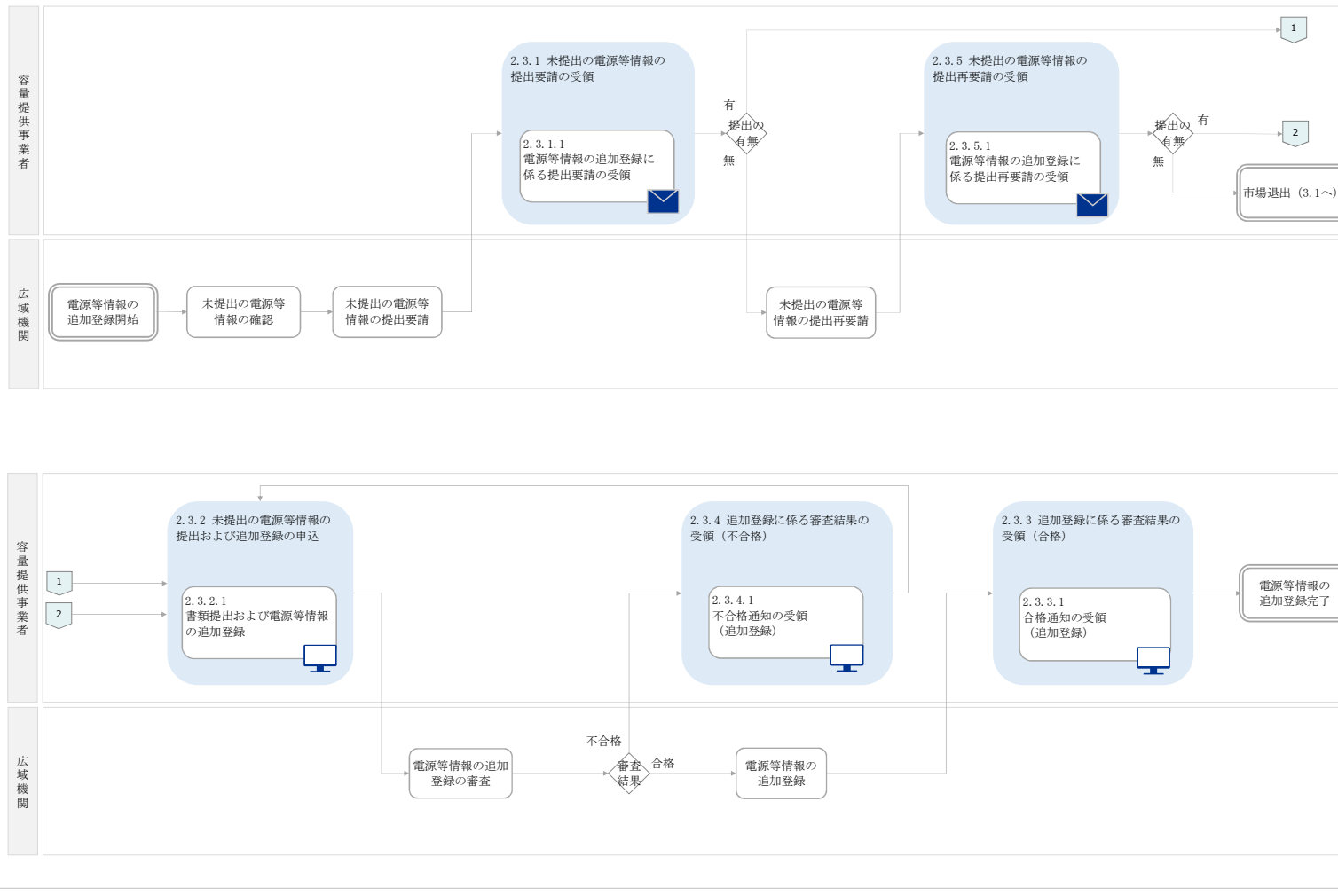
第2章：実需給前に実施すべき業務





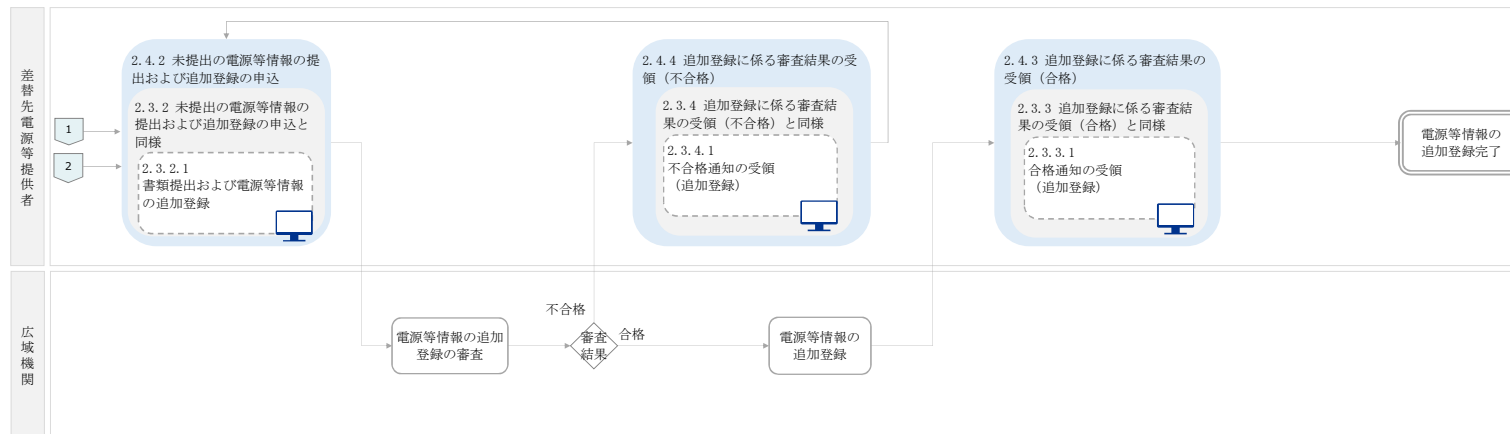
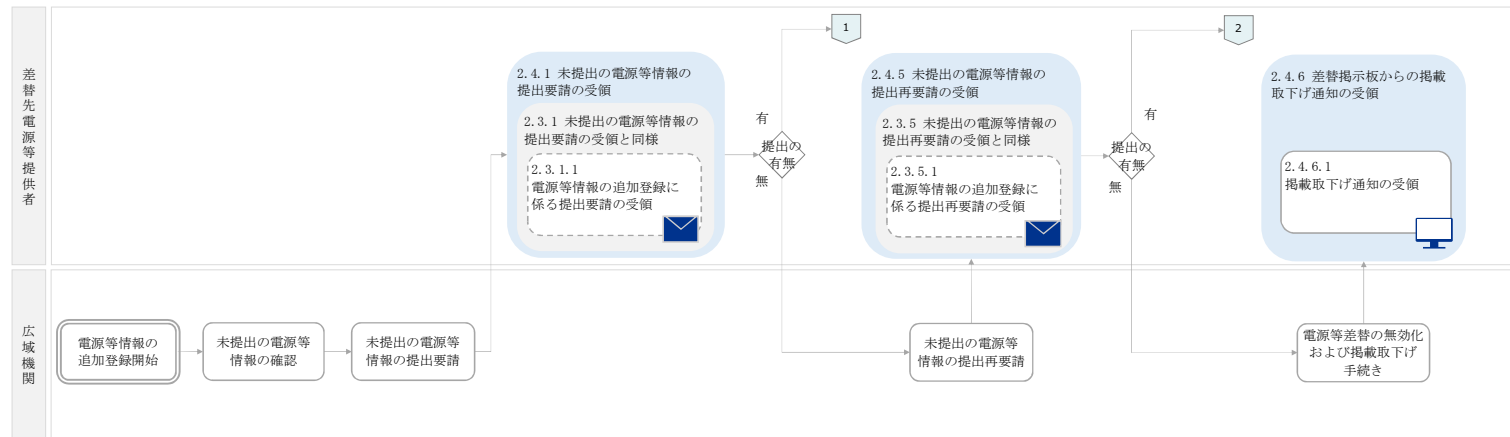
第2章：実需給前に実施すべき業務

2.3 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）

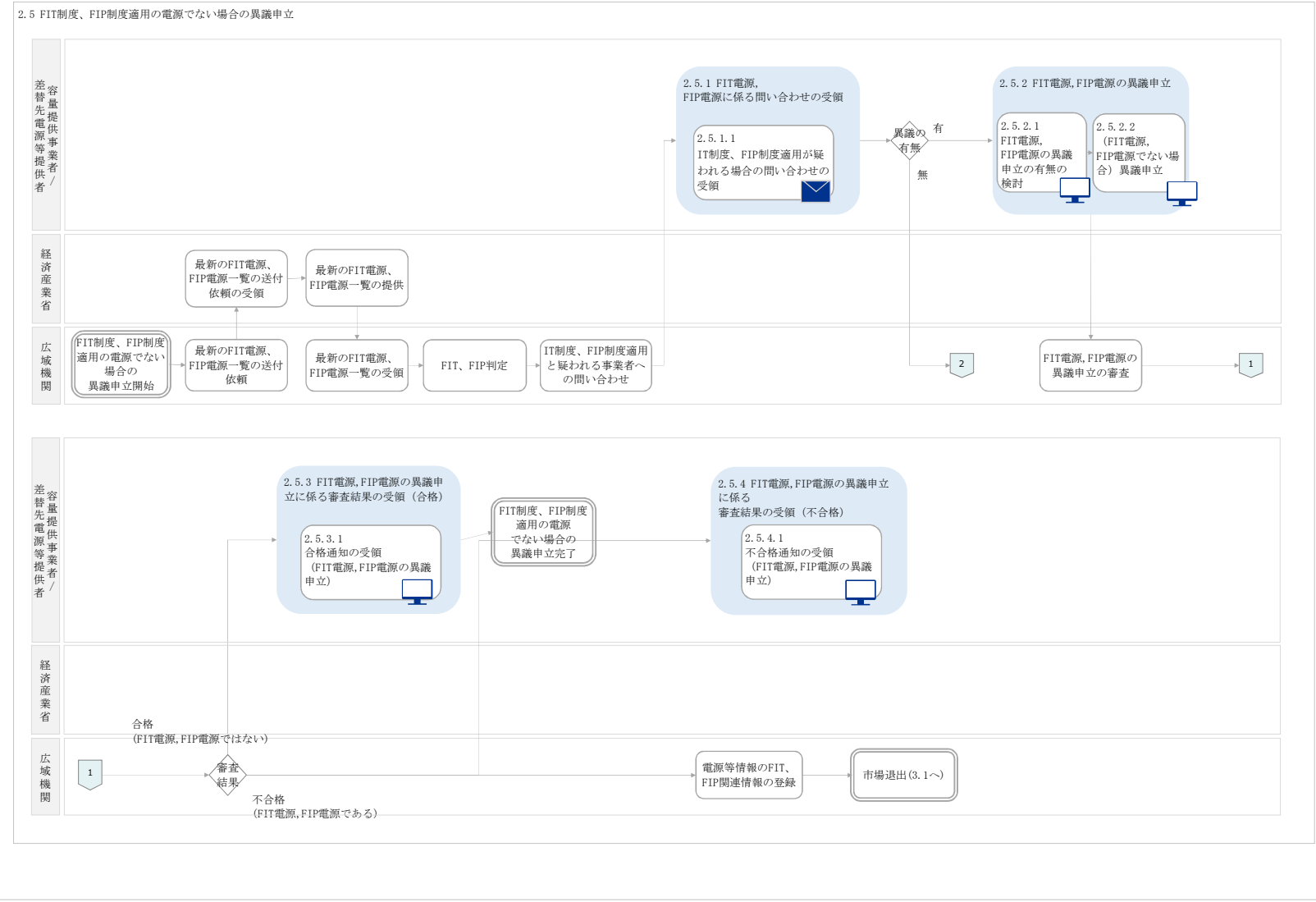


第2章：実需給前に実施すべき業務

2.4 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）



第2章：実需給前に実施すべき業務



第2章：実需給前に実施すべき業務

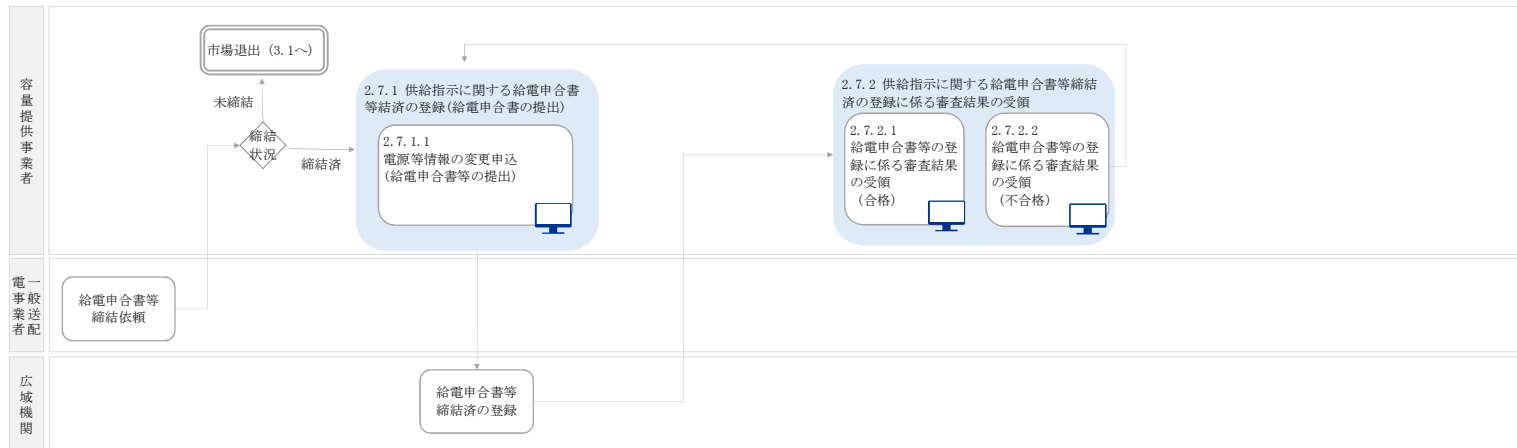
2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出





第2章：実需給前に実施すべき業務

2.7 供給指示に関する給電申合書等の締結



凡例



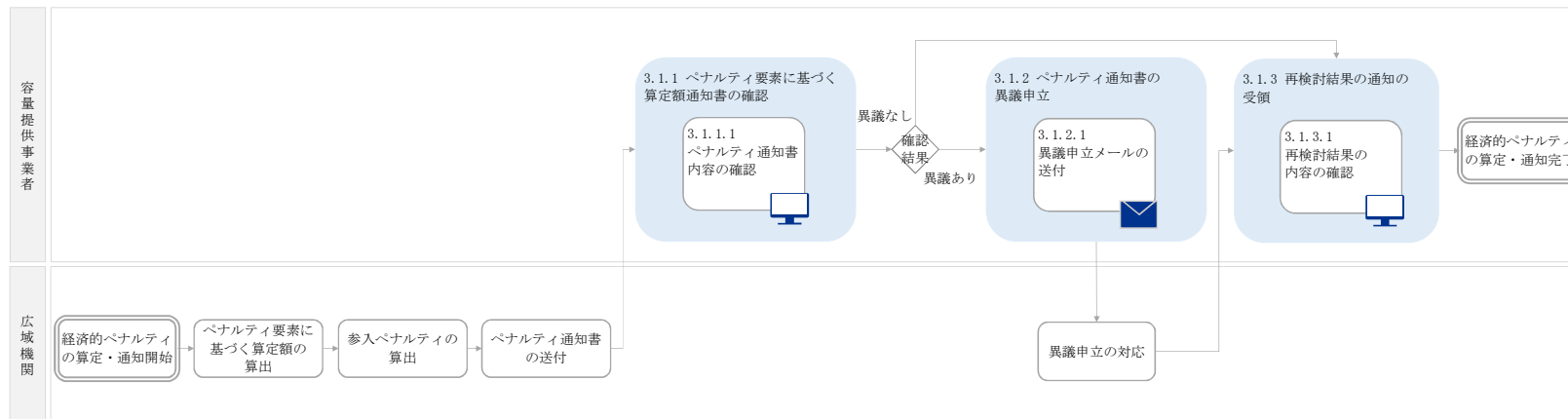
容量市場システム操作



メール通知

第3章：実需給前のペナルティ対応

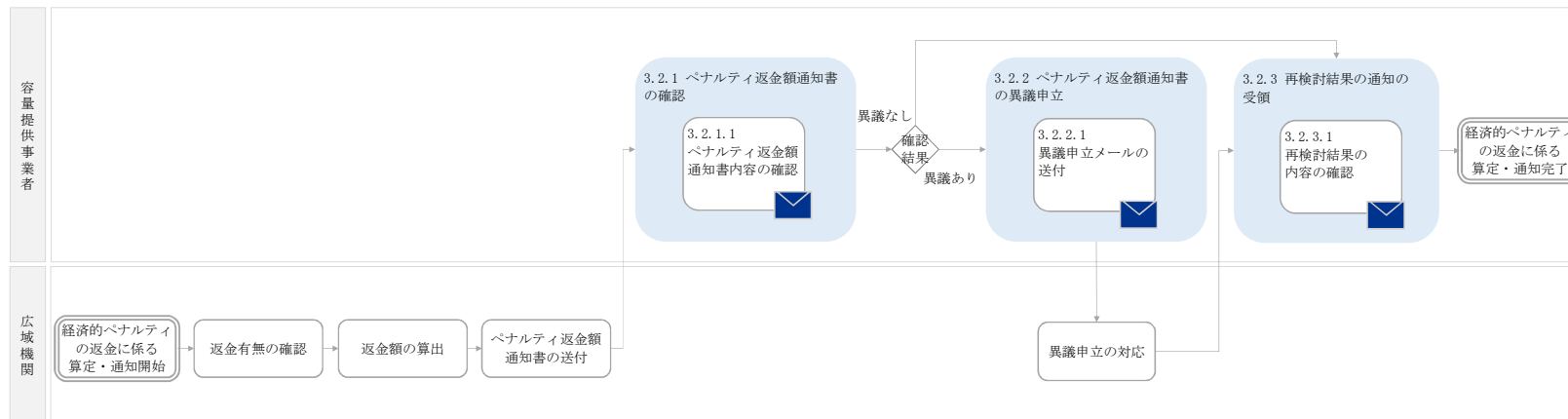
3.1 経済的ペナルティの算定・通知





第3章：実需給前のペナルティ対応

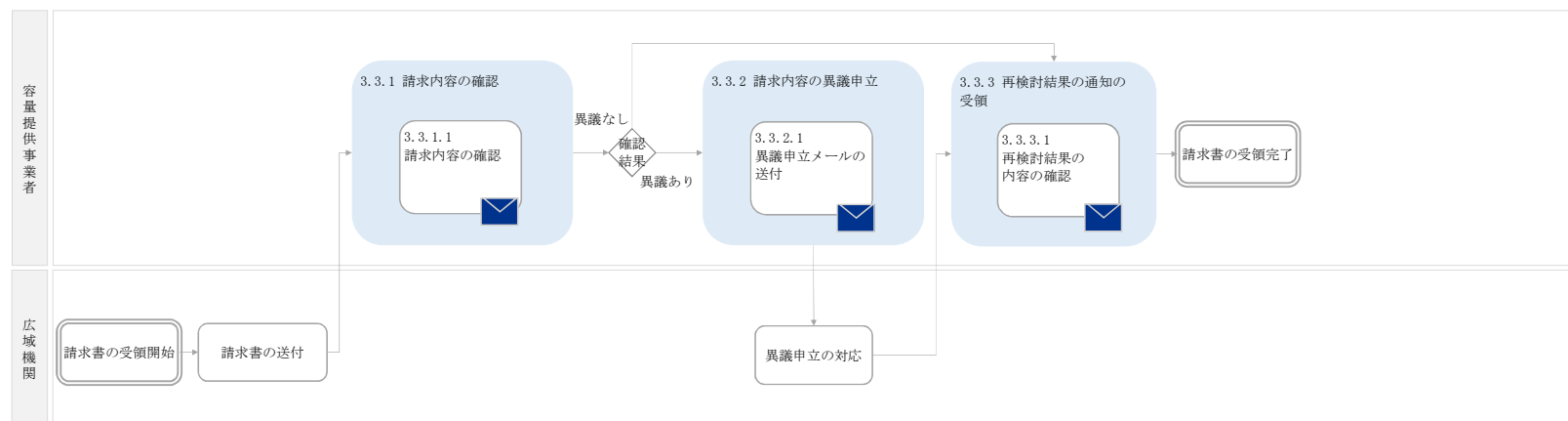
3.2 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知





第3章：実需給前のペナルティ対応

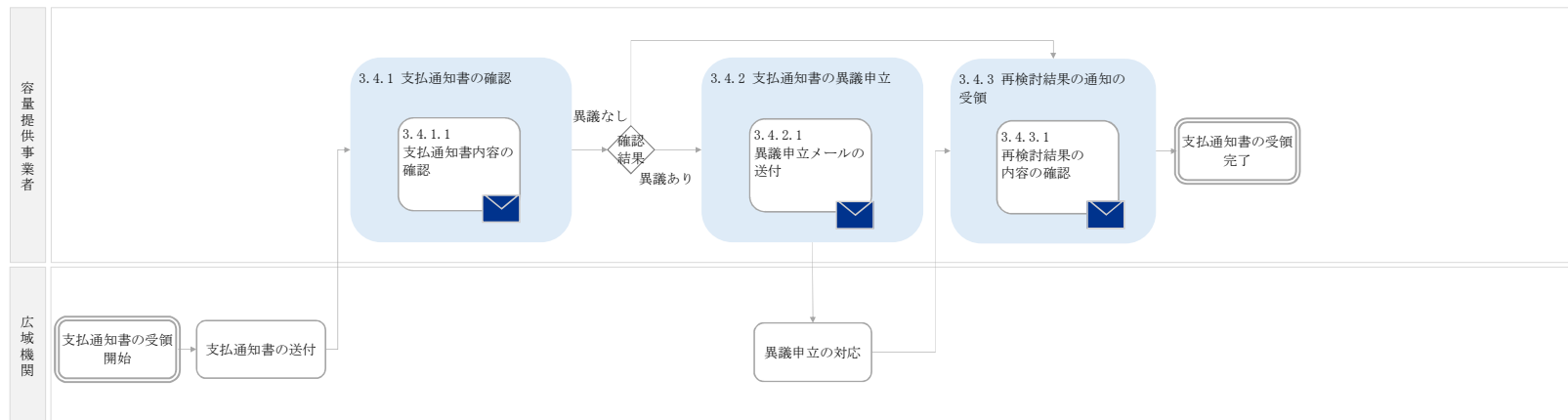
3.3 請求内容の受領





第3章：実需給前のペナルティ対応

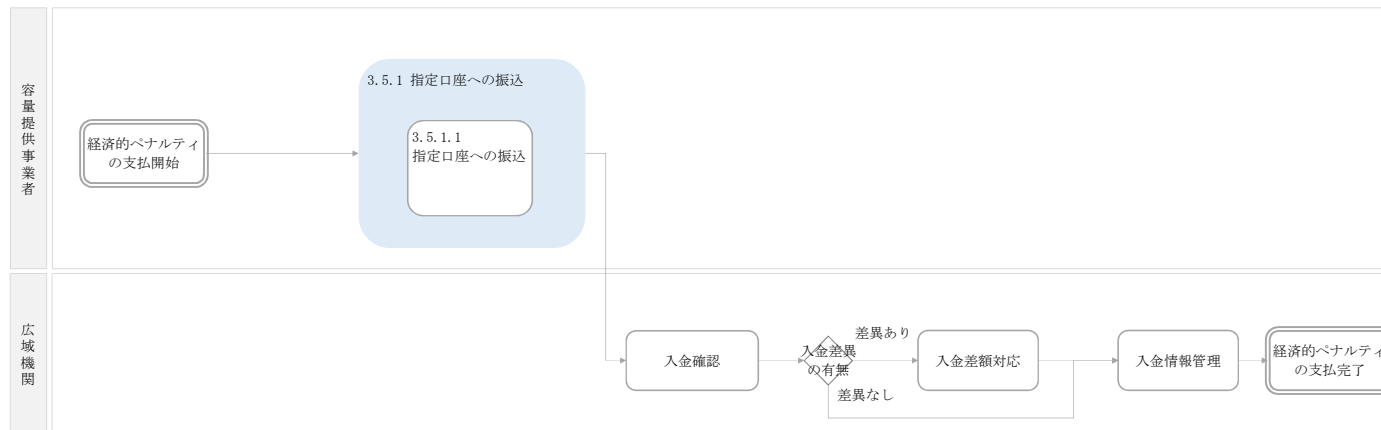
3.4 支払通知書の受領





第3章：実需給前のペナルティ対応

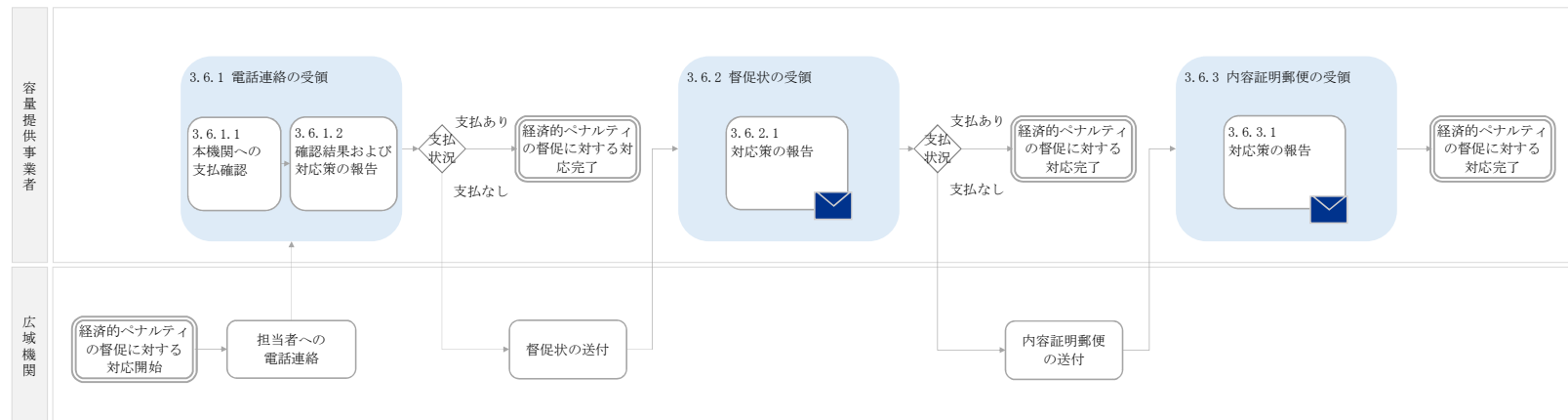
3.5 経済的ペナルティの支払





第3章：実需給前のペナルティ対応

3.6 経済的ペナルティの督促に対する対応



凡例



容量市場システム操作



メール通知

第3章：実需給前のペナルティ対応

3.7 経済的ペナルティの返金額の入金

